

第2次御嵩町地域福祉活動計画

令和4年度 ▷▷▷ 令和10年度



令和4年3月

社会福祉法人 御嵩町社会福祉協議会

はじめに

あいさつ

平素は、社会福祉法人御嵩町社会福祉協議会の社会福祉事業の推進につきまして、格別なるご支援とご協力を賜り誠にありがとうございます。

かつては、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった日常の生活の場面において、支え合いの機能が存在していました。



しかし、時代と共に高齢化や人口減少が進行し、地域・家庭・職場という生活領域における支え合いの基盤が益々弱まってきています。

様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対応が困難なケースが浮き彫りになってきています。

国では、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、個人や世帯が抱える問題に包括的に対応する支援体制へ転換するとともに、住民同士の助け合い活動などにより、住民一人ひとりが身近な地域の抱える問題について、地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を目指しています。

このため、地域すべての住民が地域福祉の大切さを認識し、しあわせに暮らせる地域を作るための道標として、令和4年度から令和10年度までの7年計画の「第2次御嵩町地域福祉活動計画」を策定しました。

本計画がめざす ”ともに生き、ともにつくる 安心とふれあいのまち みたけ” という、御嵩町が策定した「第3次御嵩町地域福祉計画」との共通理念を実現するためには、行政や本会、介護などの福祉の専門職のみならず、地域住民や関係団体等の皆様が幅広く連携し、取り組んでいく必要があります。

本会職員の専門性を発揮する事ができる事業へ積極的に取り組む事により、

社会福祉協議会の役割としての「地域福祉」をより一層推進してまいります。

最後になりましたが、コロナ禍の中、本計画策定にあたってご尽力を賜りました策定委員の皆様方、並びに本計画策定にかかるアンケート調査、パブリックコメントにご協力いただきました住民の皆様、関係団体各位に対しまして、深く感謝を申し上げます。

令和4年3月

社会福祉法人御嵩町社会福祉協議会会長 小栗 正利

もくじ

I	計画の概要	1
1	計画策定の背景	1
2	計画策定の目的と性格	3
3	計画の期間	4
4	地域の考え方	5
5	ニーズの把握	6
II	地域活動の現状	7
1	御嵩町社会福祉協議会の活動	7
2	地域福祉関係団体	19
III	第1次計画の評価	25
IV	重点課題	42
V	基本的な考え方	43
1	基本理念	43
2	基本目標	44
3	施策の体系	46
4	重点的な取り組み	48
VI	活動計画	50
1	誰もが担い手、みんなが行動できるまちづくり	50
2	支え愛（合い）のまちづくり	58
3	安心して暮らせるまちづくり	67
4	社会福祉協議会の基盤強化	79
VII	計画の推進	83
1	計画の進行管理	83
2	計画の周知	83
<資料 I >	計画の策定経緯	84
<資料 II >	策定委員名簿	85

I 計画の概要

1 計画策定の背景

(1) 福祉の枠組みの変化

かつて我が国では、地域の相互扶助や家族同士の助け合い等、地域・家庭・職場といった人々の生活のさまざまな場面において、支え合いの機能が存在しました。社会保障制度は、社会のさまざまな変化が生じる過程において、地域や家庭が果たしてきた役割の一部を代替する必要性が高まったことに対応して、高齢者、障がい者、子ども等の対象者ごとに、また、生活に必要な機能ごとに、公的支援制度の整備と公的支援の充実が図られ、人々の暮らしを支えてきています。

しかし、現在、我が国では高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。

暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築することで、人生におけるさまざまな困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして、時に支え合うことで孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

また、人口減少の波は多くの地域社会でも社会経済の担い手の減少を招き、それを背景に耕作放棄地や空き家、商店街の空き店舗等、さまざまな課題が顕在化しています。地域社会の存続への危機感が生まれる中、人口減少の波を乗り越えていく上で、社会保障や産業等の領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となります。

今、わが国の「福祉」の枠組みが変化しつつあります。生活水準の向上、少子・高齢化の進行、家庭機能の変化等の社会環境の変化に伴い、これからの社会福祉制度には、従来のような限られた人に対する保護・救済にとどまるのではなく、子育てや介護等の多様な問題に対しても地

域社会の連携に基づいた支援が求められるようになってきています。

「日本一億総活躍プラン」では、子ども・高齢者・障がい者等すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が掲げられました。

国では、急激な少子高齢化、核家族化等の進行に伴う社会構造や暮らしの変化に応じて、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を積極的に進めています。

さらに「地域共生社会」の実現に向けて改正社会福祉法が、平成30年4月から施行され「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が、令和2年6月に公布、令和3年4月に施行となりました。

この法改正は、「地域共生社会」の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応し、包括的な福祉サービス提供体制を整備するという観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務の効率化の取り組み強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等を定めた法改正です。

(2) 地域福祉の推進

利用者本位の社会福祉制度を確立するためには、利用者が身近な地域で多様なサービスを利用し、自立した生活を送ることを支援するための仕組みを構築すると共に、地域福祉の推進を図ることが非常に重要です。福祉の枠組みが大きく変化し、社会環境が変化する中、地域福祉は制度や行政に頼るのではなく、地域住民の自主的な取り組みこそ重要であるという考え方に変わってきました。社会福祉法においては「地域福祉の推進」

という新しい章が設けられました。その地域福祉推進の中心的な担い手として社会福祉協議会（以下「社協」という）を明確に位置づけると共に、市町村の地域福祉計画についての規定が盛り込まれました。

御嵩町においては、現在、令和元年度に策定した「第3次御嵩町地域福祉計画」（以下「御嵩町地域福祉計画」という）に基づき、計画の推進がされています。

社協では、福祉の枠組みの変化に対応しつつ、行政と連携を図ると共に、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア、自治会、学校、企業・事業所等の地域組織の人々のご理解とご協力を得ながら、住民の課題やニーズ等の地域福祉課題の解決に取り組んでいくため、新たな活動指針となる「第2次御嵩町地域福祉活動計画」（以下「第2次活動計画」という）を策定することとしました。

2 計画策定の目的と性格

(1) 計画策定の目的

このような状況と動向を踏まえ、地域住民のニーズを把握し、住民と共に解決策を考え、より住みやすい地域づくりを進めることが社協に期待されていると言えます。このため、社協が中心となり、住民、行政、福祉関係、教育関係、ボランティア関係、企業・事業所等が協働して福祉のまちづくりを推進する指針として「第2次活動計画」を策定しました。

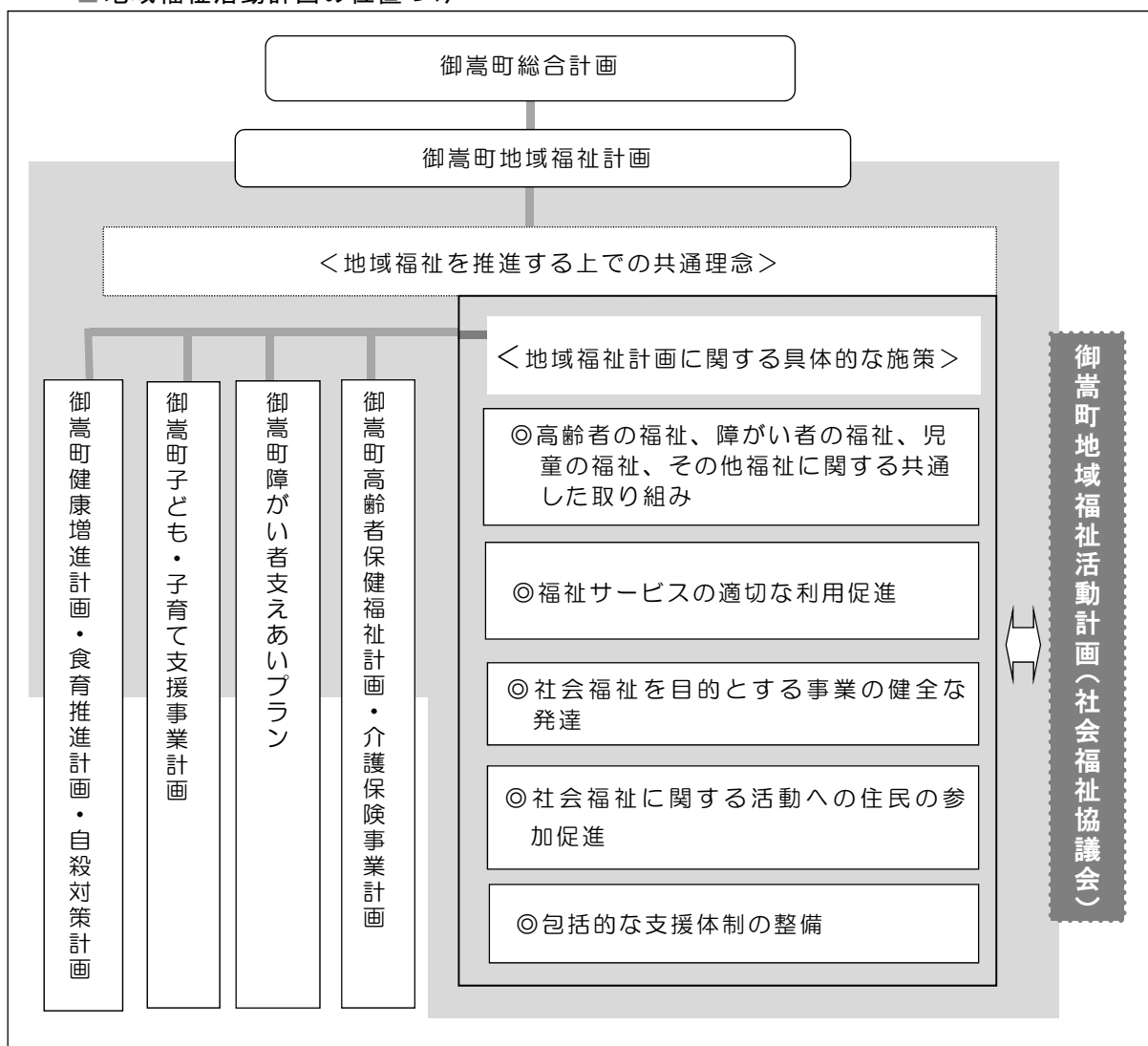
(2) 計画の性格

この計画は、地域住民の視点に立ち、住民の福祉に関する活動計画であるということを基本に、地域福祉を共に推進していく住民、行政、福祉関係、教育関係、ボランティア関係、企業・事業所等の意見を基に策定したものです。

この計画は、「御嵩町地域福祉計画」の実施計画的な性格を有するも

のであるため、同計画との整合性を図りながら策定しました。また、両計画は密接な連携の下で一体的な取り組みを推進していきます。

■ 地域福祉活動計画の位置づけ



3 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度から令和10年度の7年間とします。

ただし、「御嵩町地域福祉計画」との整合性と施策の合理的な推進を考慮し、「第3次地域福祉活動計画」は、令和9年度からの町の地域福祉計画と一体的な見直しを行い「第5次御嵩町地域福祉計画」の中に包含することを想定しています。

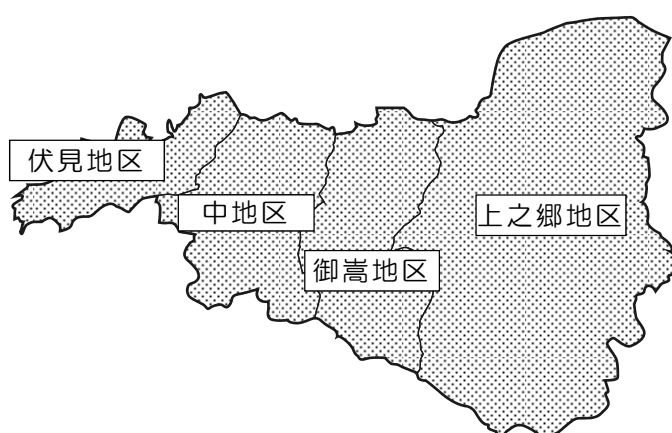
また、中間年の令和7年度に計画の見直しを行います。

区 分	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
御嵩町地域福祉活動計画								
御嵩町地域福祉計画								

4 地域の考え方

御嵩町は、昭和30年に旧御嵩町、伏見町、中町、上之郷村が合併し、現在の形となりました。さまざまな活動が旧町村の4地区を単位として行われており、公民館もそれぞれ設置されています。また、地域福祉活動の中心となる支部社協も4地区に設けられています。

このため、本計画における地域活動についても4地区を基本に考えています。ただし、活動の内容によっては、より狭い自治会、より広い小学校区や中学校区を単位とする方が活動しやすいことも考えられるため、地域に制限を設けるものではありません。



5 ニーズの把握

この計画は、地域住民、団体やボランティア等が中心となり、それらの活動を社協が支援していく、あるいは協働して進めていくものです。

したがって、地域住民やボランティア等が抱えている地域の福祉課題や福祉ニーズを把握する必要があります。

本来は、前記4地区において地区懇談会を実施し、課題の明確化と共有化を図るところですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止（以下「コロナ禍」という）に伴い、地区懇談会の開催が困難となりましたので、地域福祉事業を行っていく上で連携して取り組みを行っていく地域住民及び関係する団体やボランティア等へのアンケート調査を実施し、その結果から見えてくる課題や問題等について、対応策を検討しました。

II 地域活動の現状

1 御嵩町社会福祉協議会の活動

社協は、昭和62年に法人化されました。法人化以来、地域住民の福祉への関心を高める活動や、福祉への参加協力を促す活動、いわば地域の福祉的土壌づくりを進めるために、さまざまな活動を続けています。

平成12年6月、社会福祉事業法が改正され社会福祉法となりました。この中で、市町村社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として明確に位置づけられました。

これを踏まえ、社協は誰もが安心して暮らすことのできるよう、地域の福祉課題について地域住民と積極的に情報交換をし、地域住民の福祉活動への参加を促し、連携が広がるように情報提供や啓発活動に注力しています。また、福祉サービスを必要とする地域住民が安心して在宅生活を継続できるよう相談に応じると共に、利用者本位の福祉サービス利用の支援を進めています。

(1) 高齢者福祉事業

① 春のつどい

ひとり暮らし高齢者の社会参加や閉じこもりの防止を目的として、毎年5月頃、御嵩公民館において御嵩町赤十字奉仕団の協力を得て、地域住民による演芸と「ごへだ会」を実施しています。

なお、令和2年度はコロナ禍のため開催を中止し、令和3年度は対象者と手紙を通じた交流を行いました。

■参加者数

単位：人

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
118	127	122	112	中止

② 敬老会

高齢者を敬い、地域の高齢者の交流機会を創出するために、毎年「敬

老の日」の頃、各支部社協を単位として、75歳以上の人を対象に、式典と演芸アトラクションを内容とした敬老会を実施しています。

なお、令和2年度及び令和3年度はコロナ禍のため、75歳になられた新会員のみに記念品を配付しました。

■参加者数

単位：人

地 区	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
上之郷地区 (上之郷中学校体育館)	100	台風により中止	79	83	中止
御嵩地区 (御嵩公民館)	107	台風により中止	91	81	中止
中地区 (中公民館)	144	台風により中止	153	132	中止
伏見地区 (伏見小学校体育館)	128	120	161	102	中止

③ 食事サービス

80歳以上のひとり暮らし又は高齢者世帯や重度障がい者で、食事の調理支援が必要である人を対象に、7～9月以外の月に1回、栄養バランスがとれた弁当を提供しています。調理は調理ボランティアが行い、配食は福祉委員や支部社協の役員が行います。協力金は1食あたり200円です。

なお、令和2年度は、コロナ禍により調理ボランティアによる調理が困難となったため、町内の飲食事業者に委託しました。

■利用者数

単位：人

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1,276	1,530	1,237	903	442

④ 高齢者サポーターの派遣

介護保険制度の対象とならないひとり暮らし高齢者と高齢者世帯に訪問介護員を派遣し、家事の手伝い等自立した生活が送れるよう支

援しています。また、月2回、安否確認も行っています。

■利用者数

単位：人

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
128	136	162	159	133

(2) 障がい（児）者福祉事業

① 車いす、電動ベッドの貸出

在宅で介護を受けている要介護1以下の人で、加齢による身体の衰えや障がい・けがにより車いすや電動ベッドを必要とする人を対象に、1年間貸し出ししています。返却時には、消毒料を負担していただきます。

車いすについては、短期の貸し出し(原則3日以内)も行っており、どなたでも無料で借りる事ができます。

■貸出件数

単位：件

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
車いす	29	29	29	28	26
電動ベッド	31	29	31	26	33

② 福祉車両の貸出

車いすのまま乗せることができる福祉車両を貸し出ししています。車両は、軽自動車と普通車ワンボックスの2タイプあります。通院、旅行といった外出や病院・入所施設からの転院等にも利用できます。利用料は無料ですが、ガソリンを満タンにして返却していただきます。

■貸出件数

単位：件

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
軽自動車	285	281	312	286	224
普通車	40	32	50	61	19

③ 日常生活自立支援事業

高齢者や障がいのある人等、日常生活に不安のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、毎日の暮らしに必要なお金の出し入れや大切な書類の保管等のお手伝いをしています。

■利用者数

単位：人

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
高齢者	1	1	4	4	6
障がいのある人	8	8	9	9	9

(3) ボランティアセンター活動事業

ボランティア活動は、現在、住民の間に広まりつつあり、広範囲にわたる分野において多様な形で拡大、浸透しています。ボランティアセンターは、社会福祉の問題に主体的に取り組んでいるボランティアの活動の拠点であり、ボランティア活動に関する住民の身近な相談窓口です。ボランティアに関する情報提供、ボランティアの調整等地域社会でボランティアが自主的に展開できるような事業を推進しています。

① ボランティアコーディネート事業

ボランティアの依頼とボランティア活動希望者等のコーディネート（相談、調整）を行っています。

■コーディネート件数の推移

単位：件数

年 度	調整成立	調整不可	要請取消	総 数
平成28年度	263	31	16	310
平成29年度	240	36	3	279
平成30年度	293	46	8	347
令和元年度	243	37	23	303
令和2年度	97	18	100	215

② ボランティア活動保険加入の手続き代行

ボランティア活動中に起こるさまざまな事故の際には、ボランティアへ補償をするボランティア活動保険の加入手続きを代行しています。

③ ボランティア講座の開催及び情報提供

ボランティア活動を始めたい人や、既に活動している人を対象としたスキルアップのための講座を開催しています。

また、広報誌「社協だより」の中にボランティアセンターだより「ボラ♪通信」を設けて、ボランティア活動に関する情報を提供しています。

④ 災害ボランティアセンター事業

有事に備えて、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施すると共に、災害ボランティアコーディネーターを養成するための講座を開催しています。

■災害ボランティア訓練等

単位：人

年 度	内 容	参加者数
平成28年度	災害ボランティアセンター立ち上げ訓練	36
平成29年度	災害ボランティアコーディネーター養成講座	60
平成30年度	災害ボランティアセンター立ち上げ訓練	48
令和元年度	災害ボランティアセンター設置・運営訓練	61
令和2年度	災害ボランティアセンター設置・運営訓練	22
	災害ボランティア講演会	28

(4) 福祉教育

① 福祉協力校への支援

児童・生徒の福祉への関心を高めるため福祉教育・学習の機会を提供し、体験や交流活動を通して福祉の心を育てる事を目的とした福祉協力校の指定を行っています。

令和3年度現在、町内の小中高等学校8校を指定し、各学校の実施する福祉活動を支援しています。

② 夏休み福祉体験学習

町内の小中高等学校の児童・生徒を対象に、夏季休暇中を利用して、福祉施設で1日体験学習を実施していますが、令和2年度及び令和3年度は、コロナ禍のため中止しています。

③ 車いす等体験学習の支援

小中学校の総合学習等の時間に、各学校からの依頼を受け、車いす体験・高齢者疑似体験・白杖アイマスク体験（視覚障がい者の体験）等の指導を行っています。

(5) 地域福祉活動事業

① 各支部社会福祉協議会の展開

町内4地区に設けられている支部社会福祉協議会（支部社協）は、地区内の社協理事・評議員、民生委員・児童委員、福祉委員、自治会長、婦人の会、赤十字奉仕団、公民館長等ボランティアを中心に組織されており、地域住民が日常生活の中で交流を深め、支え合い・助け合いによる住みよい地域社会を目指しています。

令和2年度の活動内容は次のとおりです。

■支部社協の開催状況（令和2年度）

支部	事業名	開催月	内容
上之郷	敬老会	10月	コロナ禍により中止
	ひとり暮らし高齢者激励会	3月	日帰り旅行（コロナ禍により中止）
御嵩	敬老会	9月	コロナ禍により中止
	高齢者等歳末慰問	12月	ひとり暮らし及び90歳以上の高齢者に慰問品を贈呈（コロナ禍により中止）

支部	事業名	開催月	内容
中	敬老会	9月	コロナ禍により中止
	高齢者等歳末慰問	12月	ひとり暮らし及び90歳以上の高齢者に慰問品を贈呈（コロナ禍により中止）
伏見	敬老会	10月	コロナ禍により中止
	ひとり暮らし高齢者激励会	6月	日帰り旅行（コロナ禍により中止）

② 福祉委員制度

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、ひとり暮らしや、高齢者世帯、また寝たきりの人やその介護をしている家族等、地域で生活していくために何らかの手助けが必要な人を地域で見守る仕組みとして福祉委員制度を実施しています。

福祉委員は、支援を必要とする人を地域であたたかく見守り、支え合う体制の一員となって活動しています。任期は2年で、各自治会最低1人以上に委嘱しています。

<福祉委員の役割>

○小地域(自治会)の見守りと福祉問題の発見

地域で、さまざまな問題を一人で抱えた人が孤立しないように、福祉委員が声かけや見守りを行います。また、問題を一人で抱えていることを民生委員・児童委員や社協・行政へ連絡することで、適切な援助へつなげていきます。

○支部社協での活動

福祉委員は支部社協の構成員になります。支部社協が行う事業にその一員として積極的に参加し、地域住民と交流をしています。

○ボランティアの啓発

福祉委員は小地域におけるボランティアです。福祉活動や行事へ積極的に参加すると共に、その啓発に協力します。

○地域住民と社協とをつなぐパイプ役

社協の事業や福祉情報の紹介を行いながら、住民からの相談や要望等住民の声を社協へ伝えます。

(6) その他の事業

① 親子のつどい

町内に在住するひとり親家庭の親子を対象に日帰り旅行を実施し、親子のふれあいや親同士の交流を深めます。

令和2年度は、コロナ禍のため開催を中止し、対象者へ図書カードを配付しました。

② 希らりウォーク

町内に在住する障がいのある人とその介添人を対象に、毎年、日帰り旅行を実施し、障がいのある人及び介添人同士の交流を深めています。

令和2年度は、コロナ禍のため開催を中止し、今後実施した際に使用できるように車いすやスロープ等の備品の整備を行いました。

③ こども映画会

大画面を通した映画の迫力や楽しみを感じてもらうために、町内に在住する中学生以下の子どもを対象に、映画会を開催しています。

④ 生活福祉資金貸付事務

岐阜県社会福祉協議会からの委託事業として、低所得世帯及び高齢者世帯等で一時的に資金が必要な人に低利子又は無利子で貸付をし、生活の安定をはかります。

また、令和2年3月からは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した人へ緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を実施しています。

⑤ 高齢者ボランティアポイント制度事業（げんきボランティア65）

御嵩町からの委託事業で、登録した65歳以上の高齢者が行ったボランティア活動に対し、ポイントを付与することで積極的な地域貢献を促すと共に、自身の健康増進による介護予防等を目的としています。

⑥ 生活支援体制整備事業

御嵩町からの委託事業で、高齢者が地域で自分らしく生活するための生活支援や介護予防の体制、地域の支え合いの体制を構築しています。

⑦ 地域デビュー講座

定年後のシニア世代を対象に、地域で活躍するきっかけとなるような講座を開催しています。

⑧ 介護者のつどい

在宅で介護している人のリフレッシュや情報交換を目的としたつどいを開催しています。

⑨ 社協だよりの発行とSNSの更新

年4回「社協だよりの発行とSNSの更新」の全戸配付と、ホームページやFacebook、Instagramを定期的に更新し、社協事業の周知や福祉に関する情報提供をしています。

(7) 介護保険事業

介護保険の事業者として指定を受け、居宅介護支援事業と訪問介護事業を実施しています。

① 居宅介護支援事業

介護保険制度が始まった平成12年度から、居宅介護支援事業者としての業務を行っています。令和3年4月現在、介護支援専門員は常勤が3人、非常勤が1人です。

■居宅介護支援事業延べ利用者数の推移

単位：人

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
延べ利用者数	1,359	1,321	1,353	1,380	1,540
要支援	32	46	72	105	111
要介護1・2	790	751	775	805	915
要介護3～5	537	524	506	470	514

② 訪問介護事業

昭和62年の社協の設立時には、家庭奉仕員として訪問介護員の派遣が行われており、平成12年の厚生労働省の介護保険制度導入に伴い、訪問介護事業所として運営が開始されました。現在は、身体介護・家事援助の福祉サービスを提供しています。令和3年4月現在、訪問介護員は常勤が6人、非常勤が10人です。

■訪問介護事業延べ利用者数の推移

単位：人

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
延べ利用者数	1,048	1,047	899	954	1,132
要支援	217	176	159	207	254
要介護1・2	465	557	444	490	530
要介護3～5	366	314	296	257	348

(8) 障害福祉サービス事業

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの事業者として指定を受け、居宅介護事業等を実施しています。

① 居宅介護等事業

居宅介護事業、重度訪問介護事業、行動援護事業、同行援護事業といった訪問系サービスを実施しています。

■訪問系サービス延べ利用者数の推移

単位：人

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	223	240	246	175	165
重度訪問介護	0	0	0	0	0
行動援護	15	37	40	45	37
同行援護	29	25	24	20	7

(9)相談支援事業

障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者として指定を受け、相談支援事業を実施しています。

① 特定相談支援事業

平成25年11月に町から指定を受け、障害福祉サービスの円滑な利用を促進するために、利用者の相談に基づき、サービス等利用計画を作成する特定相談支援事業を実施しています。

■特定相談支援事業利用件数の推移

単位：件

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
サービス等利用計画の作成	38	53	46	36	43
相談支援	87	89	86	87	158

② 障害児相談支援事業

令和2年4月に町から指定を受け、障害児の福祉サービスの円滑な利用を促進するために、障がいのある児童の心身の状況や環境、又は障がい児の保護者の意向等の相談に基づき、サービス等利用計画を作成する 障害児相談支援事業を実施しています。

■ 障害児相談支援事業利用件数の推移 単位：件

区 分	令和2年度
サービス等利用計画の作成	0
相談支援	0

③ 御嵩町基幹相談支援センター事業

令和2年4月に町から委託を受け「御嵩町基幹相談支援センター」を設置し、障がいのある人やその家族への総合相談の窓口として、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、さまざまな相談に対応しています。

■ 基幹相談延べ相談件数（令和2年度）

単位：件

区 分	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害
障がい者	23	0	170	20	0
障がい児	1	0	7	0	7
計	24	0	177	20	7
区 分	高次脳機能障害	その他	計		
障がい者	0	129	342		
障がい児	0	0	15		
計	0	129	357		

2 地域福祉関係団体

(1) 民生委員・児童委員

令和3年4月現在、35人の民生委員・児童委員が高齢者、障がい者、子育て中の親等の相談に応じたり、地域福祉活動の推進、関係行政機関との協力等の幅広い活動をしています。

また、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が3人おり、地域の民生委員・児童委員と一体となった活動、民生委員・児童委員への必要な援助・協力、児童福祉関係機関との連携調整等を行っています。

■ 民生委員・児童委員、主任児童委員

単位：人

区 分	全 体	上 之 郷	御 嵩	中	伏 見
民生委員・児童委員	35	6	9	12	8
主任児童委員	3	1	1		1

(注) 令和3年4月1日現在

(2) 福祉委員

令和3年4月現在、85人の福祉委員がおり、民生委員・児童委員等と連携しながら地域の見守り活動を行っています。

■ 福祉委員

単位：人

区 分	全 体	上之郷	御嵩	中	伏見
福祉委員	85	20	21	22	22

(注) 令和3年4月1日現在

(3) 自治会

令和3年4月現在、自治会加入率は67.3%となっています。

■ 自治会加入率の推移

単位：%

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全 体	73.1	72.2	70.7	69.7	68.5
上之郷	71.6	70.8	69.9	70.6	68.5
御 嵩	77.7	76.9	74.9	73.6	69.9
中	71.6	70.5	69.7	67.7	65.9
伏 見	71.3	70.5	68.6	68.5	66.3

資料：住民環境課（各年4月1日現在）

(4) 社会福祉法人

町内には、御嵩町社会福祉協議会のほかに、次の社会福祉法人があり、介護保険サービスの提供を中心に福祉活動を行っています。

■町内の社会福祉法人

名 称	事業・活動内容
慈恵会	さわやか長楽荘、さわやかナーシングみたけ、御嵩町デイサービスセンター、さわやかデイサービスセンター伏見、さわやかグループホームみたけ、御嵩町在宅介護支援センターの運営

(注) 令和3年4月1日現在

(5) ボランティア

令和3年4月現在、ボランティアセンターに登録のあるボランティア団体は59団体で975人、個人登録者59人となっています。

■ボランティア登録の推移

単位：団体・人

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
団体登録	団体数	52	54	56	62
	人 数	936	969	918	1018
個人登録		46	49	49	57

(注) 令和3年4月1日現在

■ボランティア登録団体

単位：人

団体名	活動内容	会員数
御嵩町赤十字奉仕団	施設訪問、食事サービス、託児	58
こぶしの会	障がい児施設での裁縫	10
手話サークルみたけ	手話通訳者養成研修、手話指導	19
訪夢藤の会	ふれあいサロン、食事サービス	16
ピッコロ	三味線、民舞、腹話術、南京玉すだれ	8
ぽっぽ母ベえ	ふれあいサロン、子育て支援、託児	60
みたけハンドベル同好会	ハンドベルの演奏	7
ぬくもりの家	ふれあいサロン	32
MKA12愛好会	手芸・歌ごえサークル・写経・折り紙	10
人形劇サークル ピーカ！ブー	人形劇の制作、上演	9
上之郷おやじバンド 十六夜	懐メロ・歌謡曲・演歌等のバンド演奏	4
華咲会	民謡・三味線・太鼓	6
共和Jrクラブ	バスケットボールの指導	1
MIX-MAX♪	童謡・懐メロ歌唱	8

団体名	活動内容	会員数
津軽三味線to謡「遊粋」	津軽三味線、民謡	7
シャボン玉の会	イベント等での大きなシャボン玉作り	4
うぐいす会	絵本の読み聞かせ	20
Dank☆キッズみたけ	バスケットボールの指導	13
霞プロジェクト	オリジナル曲・童謡・演歌等歌唱	6
御嵩町食生活改善推進協議会	町民対象の調理実習	20
御嵩町生活学校	リサイクルステーション開設等	28
なでしこ会	民謡	9
向陽・共和クラブ	軟式野球の指導	5
ささゆり会	三味線・民謡	3
みたけ華ずしの会	華ずし作り講習会、華ずしの普及活動	9
ポテトクラブ	食事サービス・喫茶手伝い	22
ふしみ子ども食堂	地域のこどもへの食事提供等	38
御嵩町文化協会 芸能部	三味線・民謡・太鼓・詩吟等	42
うたひめ♪かなで	童謡・懐メロ歌唱	5
ちょこっと支え合いサポーター	ちょっとした困り事のお手伝い	14
中山道みたけ館	絵本の読み聞かせ・本の修理	8
いきいき体操 伏見クラブ	健康体操	10
筋トレサポーター	筋力トレーニングスタッフ補助	52
さくら会	サロン手伝い	11
スマイルレディー	懐メロ歌唱等	3
やまびこの会	サロン・手芸等	17
みたけおもちゃ病院	おもちゃの修理	3
朝顔の会	サロン	23
AOKIファミリー	草刈り	6
たんぽぽ会	福祉車両の送迎運転等	10
稲荷台地区移動支援有志の会	買い物・医療機関等への送迎	2
常綺会	草刈り	7
伏見新発知共同墓地組合	草刈り等	6
MMJ(みたけ駅南除草隊)	草刈り	17
サンサンクラブ	清掃活動	33
中山道案内人 偲歴会	中山道案内	19
赤坂有志会	草刈り	34
希望グループ	草刈り	2
まちづくり活動センター	草刈り等	16
	合 計	772

(注) 令和3年4月1日現在

■ 社協関係団体

単位：人

団体名	活動内容	会員数
社協理事・評議員・福祉委員	社協事業協力等	120
民生委員・児童委員	社協事業協力等	38
美佐野グループ	食事サービス	7
井尻グループ	食事サービス	7
宿グループ	食事サービス	7
北切婦人部	食事サービス	7
川南ボランティア	食事サービス	6
平ボランティア	食事サービス	6
婦人の会	食事サービス	5
合 計		203

(注) 令和3年4月1日現在

令和3年4月現在、高齢者ボランティアポイント制度に登録のあるボランティア団体は18団体、登録者数は303人となっています。

■ 高齢者ボランティアポイント制度登録の推移

単位：団体・人

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
団体数	21	21	23	25
人 数	291	303	322	332

■ 高齢者ボランティアポイント制度登録団体

団体名	活動内容
訪夢藤の会	サロン活動、食事サービス調理ボランティア
中山道みたけ館	読み聞かせボランティア、本のお医者さん
みたけスポーツ・文化倶楽部	高齢者筋肉トレーニング教室のサポーター活動
ぼっぼ母べえ	サロン活動、親子教室の託児
こぶしの会	障がい児施設での裁縫
御嵩町赤十字奉仕団	サロン活動、食事サービス調理ボランティア、公民館祭り等のボランティア、願興寺清掃活動
御嵩町社会福祉協議会	食事サービス調理ボランティア、送迎・託児・個人より依頼のボランティア活動
みたけハンドベル同好会	ハンドベル演奏、ハンドベル体験
MKA12愛好会	音楽、手芸、折り紙クラフト等の制作指導
ぬくもりの家	高齢者の自立・介護予防活動
いきいき体操伏見クラブ	あっと訪夢等での慰問

団体名	活動内容
ポテトクラブ	食事サービス調理ボランティア、公民館祭り等のボランティア、サロン活動
さくら会	サロン活動
やまびこの会	サロン活動、趣味教室
朝顔の会	サロン活動
たんぽぽ会	福祉車両の送迎、その他ボランティア活動
ささゆり会	三味線演奏と唄
中山道案内人 偲歴会	中山道史跡等の案内ボランティア、中山道の清掃活動

(注) 令和3年4月1日現在

(6) NPO法人

町内には次のNPO法人があり、次のような目的で活動が行われています。

■町内のNPO法人

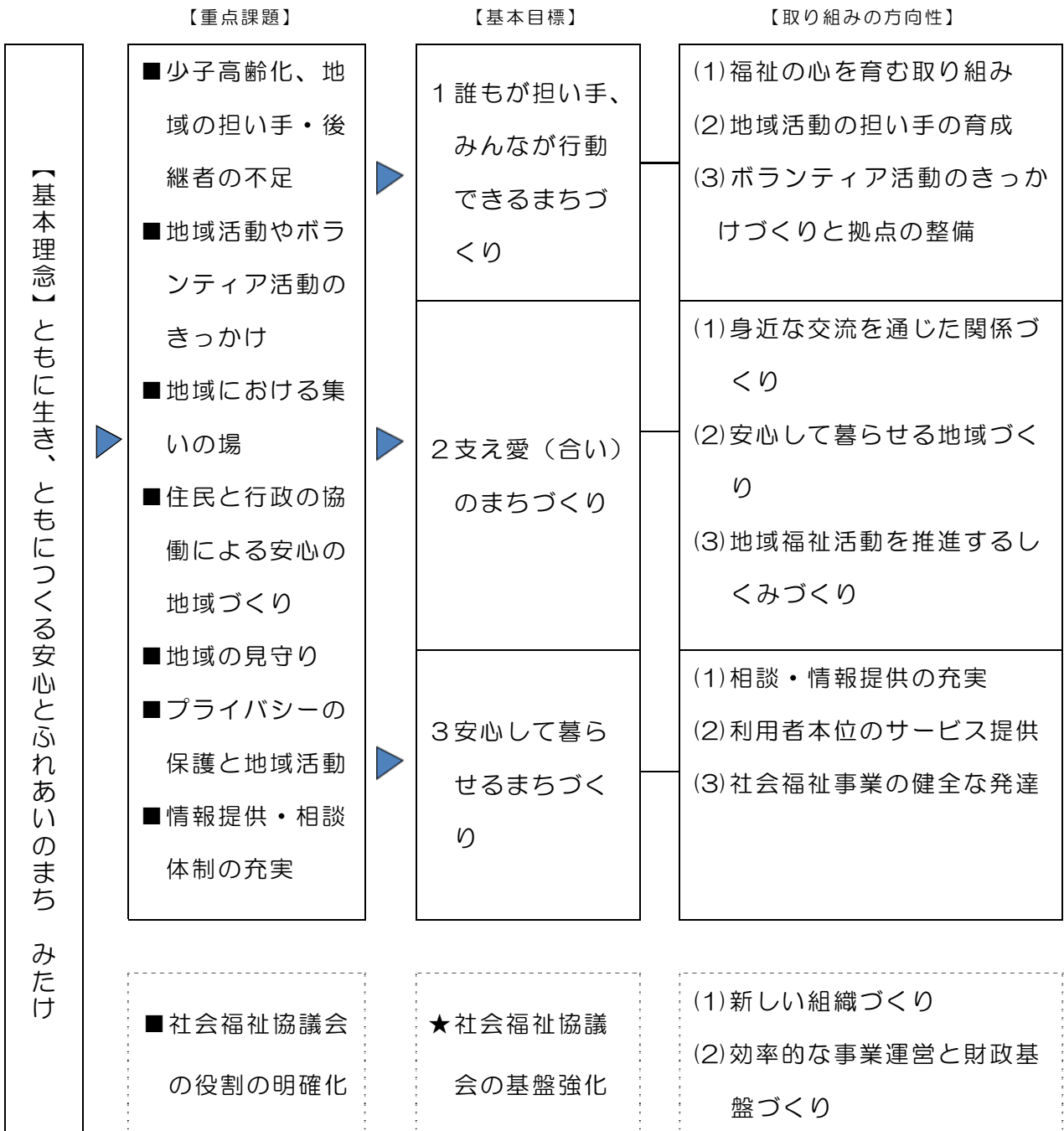
名称	認証年月	分野	目的
可茂ライフサポートセンター	H17.8.17	保健・医療・福祉、環境の保全、まちづくり、地域安全	個人の住宅や大衆が利用する施設等のバリアフリー化を行い、地域の生活環境（公園、河川、歩道等）の安全化を推進し、高齢者や障害者の自立した生活を促進すると共に、夢のある健康で豊かな生活環境を築くための支援を行い、もって地域社会に貢献することを目的とする。
はなたま	H17.11.4	保健・医療・福祉、社会教育	地域の中高齢者に対して、個々の生涯学習を目的とする勉強会、地域相互扶助を目的とするカウンセリングの開催、中高齢者に対する送迎・介護に関する事業を行い、地域の文化活動・社会生活・地域福祉の充実に寄与することを目的とする。
お役に立ちます	H20.1.11	保健・医療・福祉、経済活動の活性化、職業能力・雇用機会、男女共同参画社会	外国人、高齢者、女性、若者に対して、健康・福祉の増進、職業能力の開発及び雇用機会の拡充、地域での多文化との共生、生活の質の向上、社会的地位の向上等の支援に関する事業を行い、社会に寄与することを目的とする。

名 称	認証年月	分 野	目 的
地域のあしを 考える会	H20. 4. 7	保健・医療・ 福祉、まちづ くり、消費者 の保護	車社会を中心に構築されている現代の交通システムから、少子高齢化が進み、より多様な移送サービスが求められる時代となり、それに対応した新しい交通システムを提供することにより、地域市民の利便性に寄与することを目的とする。
A・I 協会	H22. 1. 26	人権・平和、社 会教育、連絡・ 助言・援助、 国際協力、職 業能力・雇用 機会	人道支援を担う活動を目的とし、設立するものとする。公的な手続きを円滑に行い、個人、行政の双方に不利益が起こらないように支援し、在日外国人に対し言葉の壁等の弊害を減少し、就職活動が円滑に出来るように支援を行い、社会教育を実施し、地域社会とのコミュニケーションを図り住み良い環境を構築して行く。また、途上国の生活水準の向上を目的とした、働ける場所の提供を実施する。
御嵩町葦の会	H22. 5. 13	経済活動の活 性化、連絡・助 言・援助、ま ちづくり、学 術・文化・芸 術・スポーツ、 地域安全	日常の外出に便利で軽費な移動手段を模索、検討する事業を行い、町に人の流れを創り出すことで町民の健康と安全に寄与し、以って皆が文化を享受できる元気な御嵩の町づくりに貢献することを目的とする。
ささゆり	H26. 5. 21	保健・医療・ 福祉、学術・文 化・芸術・ス ポーツ、子ど もの健全育 成、職業能 力・雇用機会、 連絡・助言・ 援助	地域に暮らす障がい者(児)の方々に対して相談支援をはじめ、必要な福祉サービス、求められる福祉事業を行い、日常生活及び社会生活を支援し福祉の増進に寄与することを目的とする。

(注) 令和3年4月1日現在

Ⅲ 第1次計画の評価

取り組みの進捗状況 ＜第1次計画の全体像＞



「基本目標」の実現に向けた〈取り組みの方向性〉に基づき、平成 29 年度～令和 2 年度に実施した取り組み・成果及び課題と今後の方向性

1 誰もが担い手、みんなが行動できるまちづくり

<p>〈取り組みの方向性〉</p>	<p>①学校における福祉教育の推進</p>
<p>福祉の心を育む取り組み</p>	<p>②地域における福祉教育の推進</p>

① 学校における福祉教育の推進

- ・夏休み福祉体験学習や総合学習における車いす・白杖・高齢者疑似体験を実施し、福祉教育の推進に努めました。
- ・町内の全小中高等学校を福祉協力校として指定し、50,000円を上限に助成することで、各校で特色ある取り組みをしています。

〈課題と今後の方向性〉

- ・夏休み福祉体験学習の参加校や参加人数が少ないため、実施方法を検討していく必要があります。
- ・総合学習における車いす体験等の実施校が少ないため、より多くの学校で実施してもらえるような働きかけが必要です。
- ・福祉協力校同士の情報交換会の提案や活動の紹介を「社協だより」やSNS等で行い、福祉教育の推進を図っていきます。

② 地域における福祉教育の推進

- ・年 4 回発行の「社協だより」及び SNS 等で福祉教育の取り組みを報告しています。多くの人目に留まるように、写真の多用や、分かりやすい文章や表現を心がけ、福祉教育に関心を寄せる契機になるように努めています。
- ・福祉講座の開催実績はありませんが、いきいき健康まつりと共催する「福祉まつり」で住民向けに高齢者疑似体験等を実施しています。

- ・令和2年度、福祉のぬりえの提出をしてもらい、社協や福祉に関心をもってもらうことができました。

<課題と今後の方向性>

- ・年4回「社協だより」を発行していますが、現状、「社協だより」を読んでいる住民は多くありません。
- ・また、町内の福祉施設や企業への地域福祉活動の働きかけも十分ではありませんでした。
- ・社協出前講座等を活用し、積極的に地域と関わりを持つことにより、住民主体の地域福祉活動の活性化を図っていく必要があります。

<取り組みの方向性> 地域活動の担い手の育成	①ボランティアセンターの強化
	②ボランティア活動に係る人材の育成
	③地域におけるボランティアの立ち上げ・活動支援

① ボランティアセンターの強化

- ・ボランティア活動の場へ出向く等し、活動の様子を確認したり、ボランティアとの意見交換をしています。
- ・住民に対しては、ボランティアセンターだより「ボラ♪通信」やSNS等で、ボランティアの活動紹介や情報提供をしています。

<課題と今後の方向性>

- ・ボランティアセンターのPRや機能強化の面では、取り組みが十分ではありませんでした。
- ・今後は、よりよいPR方法を検討するとともに、ボランティア活動が円滑に行えるような環境を整備していく必要があります。

② ボランティア活動に係る人材の育成

- 平成29年度より高齢者等のちょっとした困り事の手助けをする「ちょこっと支え合いサポーター」が活動しており、令和2年度現在、サポーターは13名です。令和元年度にサポーター養成講座の開催を予定していましたが、コロナ禍のため中止しました。また、岐阜県内の生活支援団体等との交流会に参加し、情報交換や交流を深めています。
- シニア世代が、地域で活躍できる場を提供するために「地域デビュー講座」を開催しています。気軽に地域活動に参加できるきっかけとなるように、福祉車両の運転ボランティアを養成しています。

<課題と今後の方向性>

- サポーター養成講座や交流会等への参加を促し、サポーターのスキルアップを図る必要があります。また、増員のために住民への周知も必要です。
- 「地域デビュー講座」のメニューの一つとして、運転ボランティア養成講座の開催を継続して行っていきます。
- 住民主体で移動支援サービス団体が立ち上がる様に、その機運を高める事業の展開と、それに伴う支援を行う必要があります。

③ 地域におけるボランティアの立ち上げ・活動支援

- 「ちょこっと支え合いサポーター」を平成29年度より組織として立ち上げ、自主的な活動に向けて、社協が事務的支援を続けています。
- 岐阜県社会福祉協議会からの情報誌等をボランティアセンターに掲示して情報提供に努めています。
- 「ボラ♪通信」やSNS等でボランティアの活動紹介をしています。
- ボランティア活動保険料の一部助成をしています。
- ボランティア団体の立ち上げ希望者に、情報提供を含めた一体的な支援を行い、令和元年度に中地区でふれあい・いきいきサロンが立ち上がりました。

<課題と今後の方向性>

- ・サポーターの活動の充実を図るための講座の開催や交流会等への参加を働きかけていく必要があります。また、住民等への活動の周知も必要です。
- ・ボランティア連絡協議会として、会員相互の連携を図り活動の活性化が図られるよう支援を行う必要があります。
- ・住民に対して、ふれあい・いきいきサロンの必要性をPRし、立ち上げの機運を高める必要があります。

＜取り組みの方向性＞ ボランティア活動のきっかけづくりと拠点の整備	①ボランティア活動へのきっかけづくり
	②ボランティアの交流拠点の整備

① ボランティア活動へのきっかけづくり

- ・「ボラ♪通信」やSNS等で定期的に情報発信をすることで、ボランティアへの関心を高めるように努めています。
- ・御嵩町より「高齢者ボランティアポイント制度事業」を受託し、高齢者がボランティア活動に参加するきっかけづくりをしています。
- ・毎年、シニア世代のボランティア活動のきっかけとなるように「地域デビュー講座」（送迎ボランティア編）を実施しています。

<課題と今後の方向性>

- ・「社協だより」やSNSを活用しボランティア活動に関する情報提供を積極的に行っていく必要があります。
- ・地域のニーズに応じた講座の開催を検討し実施していく必要があります。

② ボランティアの交流拠点の整備

- ・御嵩町防災コミュニティセンター内にボランティアセンターが設置されたことにより、ボランティア同士が交流する拠点ができました。

<課題と今後の方向性>

- ・ボランティア同士が交流できるスペースの充実と活用方法を強化していく必要があります。

2 支え愛（合い）のまちづくり

＜取り組みの方向性＞	①声掛け・あいさつの推進
身近な交流を通じた関係づくり	②交流の場づくり

① 声掛け・あいさつの推進

- ・各自治会に福祉委員を委嘱し、日常生活時における声かけやあいさつを含めた見守り活動をお願いしています。
- ・さまざまな地域活動を通じて、地域住民が当たり前のように声かけやあいさつの関係ができることで、支え合うまちづくりの推進につながっています。

＜課題と今後の方向性＞

- ・民生委員・児童委員や福祉委員をはじめ、住民の自発的な活動による声かけやあいさつができる関係性を構築するための支援が必要です。

② 交流の場づくり

- ・地域井戸端会議の開催実績はありませんが、令和元年度にお宝探しから始める地域づくり講座「地域のお宝をみつけよう」を開催し、自身の暮らしの中で存在する「つながり」を見つけ、地域住民同士で共有することができました。
- ・福祉協力校の助成や支部社協との協働により、地域の多世代交流ができています。
- ・令和元年度には、上之郷支部敬老会に上之郷中学校の生徒が参加する事で交流を深める事ができました。
- ・東濃実業高等学校や東濃高等学校の生徒がサロンや保育所を訪問し、交流を深めました。
- ・平成30年度以前は、毎年、東濃実業高等学校は社協の食事サービス利用者に五目ごはんの調理と配食をしていました。また、毎年暑中見舞いと年賀状を通じて交流をしています。

＜課題と今後の方向性＞

- ・住民が主体的に地域に関する意見や考えを話し合う場を検討していく必要があります。
- ・福祉協力校同士が情報交換できる場を提案していく必要があります。
- ・地域における多世代間の交流を図るため、ふれあい・いきいきサロンと学校等が交流できる機会の提案を行っていきます。

＜取り組みの方向性＞ 安心して暮らせる地域づくり	①子育て支援
	②高齢者・障がい者支援
	③住民主体の防犯・防災対策

① 子育て支援

- ・ひとり親家庭の親子のふれあいや親同士の交流を目的とした日帰り旅行「親子のつどい」を毎年開催しています。令和2年度は、コロナ禍のため開催を中止し、対象者へ図書カードを配付しました。
- ・映画ならではの迫力を味わってもらうことを目的として「こども映画会」を毎年開催しています。

＜課題と今後の方向性＞

- ・子育て世代から高齢者まで幅広い世代の人が参加、交流できるような場の提案を行っていきます。
- ・必要に応じて行政とも連携を図っていきます。

② 高齢者・障がい者支援

- ・80歳以上のひとり暮らし又は高齢者世帯や重度障がい者で、食事の調理支援が必要である人を対象に、7～9月以外の月に1回、栄養バランスがとれた弁当を提供しています。調理は調理ボランティアが行い、配食は福祉委員や支部社協の役員が行います。
- なお、令和2年度は、コロナ禍により調理ボランティアによる調理が困難となったため、町内の飲食事業者に委託しました。

- ・「春のつどい」は、ひとり暮らし高齢者の社会参加や閉じこもりの防止を目的として、毎年5月頃、御嵩公民館において御嵩町赤十字奉仕団の協力を得て、地域住民による演芸と「ごへだ会」を実施しています。
なお、令和2年度はコロナ禍のため、開催を中止しました。

＜課題と今後の方向性＞

- ・食事サービス事業は、民生委員・児童委員、福祉委員や調理ボランティアなどの地域住民の協力が不可欠であるため、今後も事業に関する説明等を定期的に行っていく必要があります。
- ・「春のつどい」は、年々参加者が減少しており、今後の開催方法の検討が必要です。
- ・車いすや電動ベッドなどの貸出用福祉機器は、耐用年数を超えているものもあり、機器の入れ替えを行う必要があります。また、今後の社会情勢に応じて、貸出要件の変更も検討していきます。

② 住民主体の防犯・防災対策

- ・ひとり暮らしの高齢者に対して、民生委員・児童委員に見守りをお願いしています。
- ・ボランティアセンターに登録している災害ボランティアの参加による災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施し、防災意識を高めています。
- ・平成29年度に災害ボランティアコーディネーター養成講座を実施し、災害ボランティアセンター運営スタッフの人材育成に努めています。

＜課題と今後の方向性＞

- ・社協独自で災害時避難行動要援護者の把握はできていないため、必要に応じて行政や自治会と連携を図っていきます。
- ・民生委員・児童委員や福祉委員との連携の強化も図っていきます。
- ・災害ボランティアセンター設置・運営訓練を毎年1回実施していますが、マニュアルの変更等もあり運営方法の理解が十分ではありません。今後は、

年間を通じて定期的な実施を目指していきます。

- ・災害ボランティアセンターの運営スタッフを担うことができる人材の確保が不可欠であるため、養成講座を実施していきます。

＜取り組みの方向性＞ 地域福祉活動を推進するしくみ づくり	①福祉委員制度の推進
	②地域ボランティアに対する活動支援
	③地域を支えるネットワークづくり

① 福祉委員制度の推進

- ・各自治会に福祉委員を委嘱し、地域福祉活動や見守り活動をお願いしています。
- ・各支部の運営委員会で福祉委員の役割について説明し、福祉委員制度の理解促進に努めています。

＜課題と今後の方向性＞

- ・現状の福祉委員活動は食事サービス事業や敬老会事業への協力が主なものとなっており、本来の福祉委員の機能や役割が十分に発揮できていません。
- ・地域の高齢化等により、福祉委員が減員されている自治会もあり、活動に参加しやすい環境づくりや働きかけが必要です。
- ・福祉委員活動に関する具体的な内容を紹介する手引きを作成するとともに、定期的に説明会等を行い活動の活性化を図っていきます。

② 地域ボランティアに対する活動支援

- ・ふれあい・いきいきサロンの活動支援として、ボランティアセンターを通じて演芸ボランティア等を紹介しました。
- ・町内施設からの依頼に対して、ボランティア活動の調整をしています。

＜課題と今後の方向性＞

- ・ふれあい・いきいきサロンでの実施内容がマンネリ化しており、新たな取り組みへの支援が必要となっています。

- ・ボランティア活動に関する幅広い情報を提供できるような体制づくりが必要です。

③ 地域を支えるネットワークづくり

- ・ボランティア連絡協議会を設立し、ボランティア団体同士の連携や交流の場としています。

<課題と今後の方向性>

- ・ボランティア連絡協議会としての活動が活発ではないため、本来の機能が十分に発揮できていません。
- ・ボランティア連絡協議会として、年に一度の研修会での交流はありますが、限られた人のみの参加となっているため、会員全員が参加・交流できる機会を作っていく必要があります。

3 安心して暮らせるまちづくり

<取り組みの方向性> 相談・情報提供の充実	①相談窓口の充実
	②相談ネットワークの構築
	③要援護者の権利を守るしくみづくり
	④情報提供の充実

① 相談窓口の充実

- ・積極的に研修へ参加し、職員の資質向上に努めました。
- ・電話での相談には適切に対応し、必要に応じて地域包括支援センター等を案内しています。
- ・すべての相談に対して適切に整理し、対応可能な各種専門機関（生活支援コーディネーター事業、地域ケア会議、地域ケア個別会議等）へつないで、解決が図られるようにしました。
- ・事業所内で事例検討を行い、より良い支援に努めました。

- ・障がい者に関する相談は、サービス事業所や行政とケース会議を行い、より良い支援に努めました。
- ・民生委員・児童委員、隣人、友人等からの情報収集、ケアリンク、地域ケア個別会議、事例検討会等を経て、地域の実態把握に努めました。

＜課題と今後の方向性＞

- ・近年、相談内容が多様化・複雑化しています。その相談を受け止めるために、職員の専門性を高めるとともに、御嵩町地域包括支援センターをはじめ、さまざまな機関との連携を強化していきます。
- ・計画性を持って職員の確保や、研修へ参加する必要があります。

② 相談ネットワークの構築

- ・支援が必要と思われる人には、事業所の紹介等を行いました。
- ・電話相談や窓口相談を受け付け、各種専門機関との連携調整を図りました。
- ・ケアマネジャーと相談支援が同じフロアに設置されているため、連携しやすい環境が整っています。

＜課題と今後の方向性＞

- ・分野ごとによる縦割りの相談ではなく、住民ニーズに対応できるよう情報提供の充実や関係機関との連携強化、人材育成等の推進が必要です。
- ・総合的な生活支援体制の整備・強化のための相談ネットワークが必要です。

③ 要援護者の権利を守るしくみづくり

- ・日常生活自立支援事業について、毎年1回「社協だより」に本事業を掲載し、周知を図っています。
- ・事業所内で、日常生活自立支援事業や権利擁護に関する勉強会を実施し、理解を深めました。
- ・外部の権利擁護に関する研修や会議に参加し、職員の資質向上に努めています。

＜課題と今後の方向性＞

- ・判断能力が不十分な人の権利を守るために、成年後見制度や日常生活自立支援事業があります。特に成年後見制度については、利用促進に向けた体制が求められていますが、後見人としての地域の受け皿が不足しています。
- ・地域住民に対して、成年後見制度等の理解を深めるための取り組みが必要です。
- ・職員も、成年後見制度をはじめとした権利擁護について、研修や勉強会を通じて理解を深め、資質向上に取り組む必要があります。

④ 情報提供の充実

- ・「社協だより」を年4回（5月・8月・11月・2月）発行し、情報提供に努めています。
- ・SNS（ホームページ、Facebook、Instagram）を活用し、定期的に情報発信を行っています。

＜課題と今後の方向性＞

- ・社協の活動の周知や福祉に関する理解促進のため、「社協だより」を発行していますが、読んでいる地域住民は多くありません。今まで以上に分かりやすく、親しみのある内容で構成をしていきます。
- ・SNS（ホームページ、Facebook、Instagram）もタイムリーな情報発信を心掛けていきます。

＜取り組みの方向性＞ 利用者本位のサービス提供	①介護保険サービス・障害福祉サービスの充実
	②ニーズの把握

① 介護保険サービス・障害福祉サービスの充実

- ・主任ケアマネジャーを中心にスーパービジョン実施を通して、インフォーマルな社会資源活用の意義の理解を深めました。

- ・ケアリンク、ケアプラン点検、事例検討会、地域ケア個別会議、協議体へ参加しました。
- ・地域包括支援センター、医療機関、各サービス事業所と連携し、困難事例に対応しました。
- ・障がい者の居宅介護事業（同行援護・行動援護・重度訪問介護）と介護保険による訪問介護事業を行っているため、多くのニーズに対応することができます。

<課題と今後の方向性>

- ・相談窓口の周知とともに、多様化・複雑化する相談内容に対応するための相談体制や関係機関との連携、協力体制を図っていく必要があります。
- ・職員が、介護保険等、公的な制度以外のインフォーマルなサービスを理解し、積極的に活用していきます。

② ニーズの把握

- ・定期的な訪問や担当者会議を実施し、利用者ニーズの把握に努めています。
- ・「介護者のつどい」に参加し、利用者ニーズの把握に努めました。
- ・各関係機関と情報を共有し、ニーズの把握に努めています。

<課題と今後の方向性>

- ・今後も、訪問や会議等を通して、利用者のニーズの把握に努めます。
- ・地域福祉担当職員以外も、「介護者のつどい」や「ふれあい・いきいきサロン」等を訪問し、地域の生の声を聞くことで、ニーズの把握に努めます。

<取り組みの方向性> 社会福祉事業の健全な発達	①事業者・団体等のネットワーク化の促進
	②住民主体のサービスの提供

① 事業者・団体等のネットワーク化の促進

- ・ボランティア連絡協議会を開催し、ボランティア団体同士の情報交換や交流を図っています。

- ・岐阜県内の生活支援担い手団体の交流会に参加し、情報交換や交流を図っています。

＜課題と今後の方向性＞

- ・ボランティア連絡協議会をはじめ、各種事業者及び団体等の連携やネットワークの構築が十分ではありません。まずは、現状を把握したうえで、当該団体同士の情報交換や交流が持てる場を設ける必要があります。

② 住民主体のサービスの提供

- ・住民主体のサービスが立ち上がるように生活支援コーディネーターとして活動しました。
- ・「ちょこっと支え合いサポーター」を平成29年度より組織として立ち上げ、自主的な活動に向けて、社協が事務的支援を続けています。
- ・毎月1回開催される「ちょこっと支え合いサポーター」定例会に、社協の担当者が参加し、活動報告や意見交換を通じて地域実情やニーズを把握し、今後の活動につなげています。

＜課題と今後の方向性＞

- ・「ちょこっと支え合いサポーター」活動については、多様な依頼に応え、活動を長期的に継続していくために、サポーターの増員が必要です。特に男性や若い世代の力が必要です。
- ・サポーター養成講座を開催することで、増員を図ります。
- ・支え合いの体制づくりを通して、他の住民参加型サービスの立ち上げに向けた支援をします。

4 社会福祉協議会の基盤強化

＜取り組みの方向性＞ 新しい組織づくり	①体制の充実
	②事務局の体制強化

① 体制の充実

- ・現体制で出来ることは可能な限り取り組んで、信頼される組織、期待に応えられるような組織となるように職務に励んでいます。

<課題と今後の方向性>

- ・安定的に事業の経営が出来ていますが、今後の制度改正や社会情勢の変化、職員の構成などを鑑みながら、長期的な視点を持って、安定的かつ継続的な事業の運営が必要です。

② 事務局の体制強化

- ・積極的に研修へ参加し、職員の資質向上に努めています。
- ・それぞれの専門性を発揮し、業務に取り組んでいます。
- ・地域福祉担当職員が増員されたことで、より地域福祉活動への関わりが増え、地域支援やアセスメント等を行うために、地域に出向く機会が増えました。

<課題と今後の方向性>

- ・地域福祉事業を担う事務局の職員体制は充実しているとはいえません。長期的な視野に基づき、計画的に人員確保をしながら、組織運営にあたる必要があります。
- ・職員の資質向上のため、自主的な研修や勉強会を開催し、スキルアップを図ることで、体制強化につなげていきます。
- ・職員が積極的に地域に出向き、ニーズを把握し、今後の事業展開に生かしていきます。

<取り組みの方向性>	①効率的な事業運営
効率的な事業運営と財政基盤づくり	②財政基盤の確保

① 効率的な事業運営

- ・ 専門家を交えながら、適正な経営に努めています。
- ・ 地域福祉事業を実施するための財源確保のため、会費や寄付金の協力依頼、行政や民間の補助金、助成金等を活用しています。
- ・ 会計士による介護保険事業の経営分析及び指導を受けたことにより、各部署の責任者が経営改善に取り組みました。
- ・ 働き方改革による労働環境と賃金の改善を行い、働きやすい職場づくりに努めました。

<課題と今後の方向性>

- ・ 専門家を交えながら、引き続き適正な経営に努めていきます。
- ・ 質の高い福祉サービスを展開するために、専門職のスキルアップや資格取得、人員を確保することで、事業の向上を図ります。
- ・ 専門性を生かした事業を受託することで、行政等とも連携し、効果的・効率的な事業運営に努めます。

② 財政基盤の確保

- ・ 毎年8月に、自治会長を通じて会費の取りまとめの依頼をしています。また、事業所や団体へも会費の協力を依頼しています。
- ・ 毎年10月に、自治会長を通じて共同募金の取りまとめの依頼をしています。また、岐阜県共同募金会を通して事業所へ募金の協力を依頼しています。
- ・ 街頭募金を実施し、多くの人に協力していただきました。
- ・ 令和2年度より、会費や共同募金の募集チラシをアパートへ配付しました。
- ・ より多くの住民に協力していただけるように、会費・共同募金の募集チラシの掲載内容を検討し、改善しました。
- ・ 年4回発行の「社協だより」及びSNS等に、実施した各種事業内容を掲載し、広く住民に周知しています。また、多くの人目に留まるように、写真を多用したり、分かりやすい文章の作成に心がけ、社協や地域福祉活動に関心を寄せていただくきっかけづくりに努めています。

- 令和元年度より、ザ・ビッグ可児御嵩店に協力を依頼し、共同募金箱を店内に設置していただいています。
- 必要に応じて、補助金や助成金の活用をしています。
- 経営的な観点で事業の実施を検討し、収入の増加を図るための介護報酬加算の取得及び経費の削減に取り組みました。

<課題と今後の方向性>

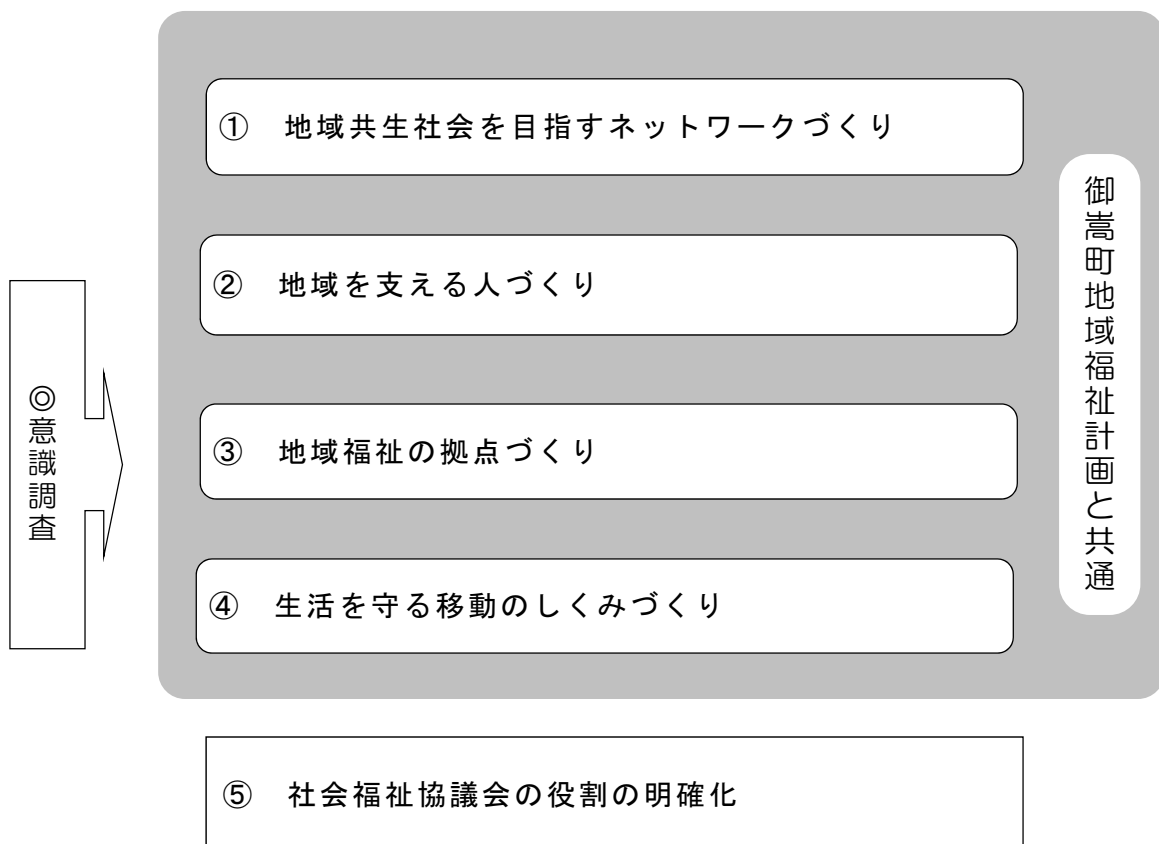
- 年々、会費や共同募金の金額が減少していく中で、より多くの人に協力を得られるように、依頼方法を検討する必要があります。
- 社協について事業内容が住民に浸透していないことから、会費及び共同募金の協力を結びつかない側面があるといえます。それぞれの用途や意義を明確化し、十分に周知することで、会費や共同募金への協力が得られやすいと考えます。
- 経営的な視点で事業の運営に努めます。

IV 重点課題

私たちが日常生活で感じる問題や課題は、地理的な環境や産業基盤等の違いにより地域ごとに特徴があります。

平成30年に町が実施した町民アンケート、ヒアリング、住民懇談会等の意見から浮かび上がってきた地域の課題を整理すると、御嵩町全体に共通するものとして次の①～④に集約されます。そして、令和3年に社協が実施した町民アンケート等においても、このことが裏付けられました。

こうした課題を解決していくためには、地域住民、行政、福祉事業者、関係団体、企業・事業所等が「我が事」としてとらえ、それぞれが共に連携しながら取り組んでいかなければなりません。このような地域住民等の取り組みを支援するのが社協であり、⑤の課題は、その基盤強化といえます。



V 基本的な考え方

1 基本理念

地域福祉とは、地域において何らかの支援を必要とする人が、地域社会を構成する一員として、日常生活を営み、さまざまな社会活動に参加する機会を与えられるようにすることです。地域福祉を推進するためには、そこに住む人々が地域に関心を持ち、地域の課題を自らの課題と捉え、行政をはじめさまざまな社会資源と連携して、課題解決に取り組んでいけるような環境を整える必要があります。

本計画は、「御嵩町地域福祉計画」と共に、地域福祉推進の一翼を担う計画です。したがって、基本理念については、「御嵩町地域福祉計画」の基本理念と同じ考え方で進めていきます。

ともに生き、ともにつくる
安心とふれあいのあるまち みたけ

【地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係】

御嵩町がめざす地域福祉の理念（御嵩町地域福祉計画の基本理念）

ともに生き、ともにつくる
安心とふれあいのあるまち みたけ

地域の福祉的課題・社会資源の状況

地域福祉
活動計画

住民参加の
取り組み

地域福祉
計画

民間相互の協働
による計画

公・民の協働
による計画

2 基本目標

基本理念を実現するためには、先に掲げた重点課題を解決しなければなりません。地域住民の生活実感から出てきた重点課題は決して別々の課題ではなく、その根本には地域住民同士のつながりや支え合いの意識が弱くなっていることが共通の原因であると考えられます。したがって、地域が本来持っていた力を取り戻すことができれば、さまざまな課題が同時に解決し基本理念を実現することができます。

そこで、住民同士の支え合いを基本に地域の福祉力の向上をめざした福祉のまちづくりの指針として本計画を位置づけ、次の3つの基本目標を掲げます。

基本目標 1 誰もが担い手、みんなが行動できるまちづくり

地域の課題を解決していくためには、住民の誰もが地域福祉の担い手となって、主体的に活動できるようボランティアの育成及びボランティア活動を推進し、みんなで行動できるまちをめざします。また、地域の課題の共有、地域福祉の必要性への理解、障がいのある人への合理的配慮等、福祉の心の醸成を図るため出前講座を実施する等、積極的に地域とコミュニケーションを図る機会を活用して、広報活動や福祉教育を推進します。

基本目標 2 支え愛（合い）のまちづくり

地域における支え合いとして、住民、行政、福祉事業者、関係団体、企業・事業所等が、コミュニケーションを図ることにより、地域課題の解決に向けて連携して取り組むことができる新たなネットワークを構築します。

地域の課題を話し合い、地域にある既存の資源の活用を図りながら、地域福祉を推進するために必要なしくみや場をつくり、支え愛（合い）のまちをめざします。

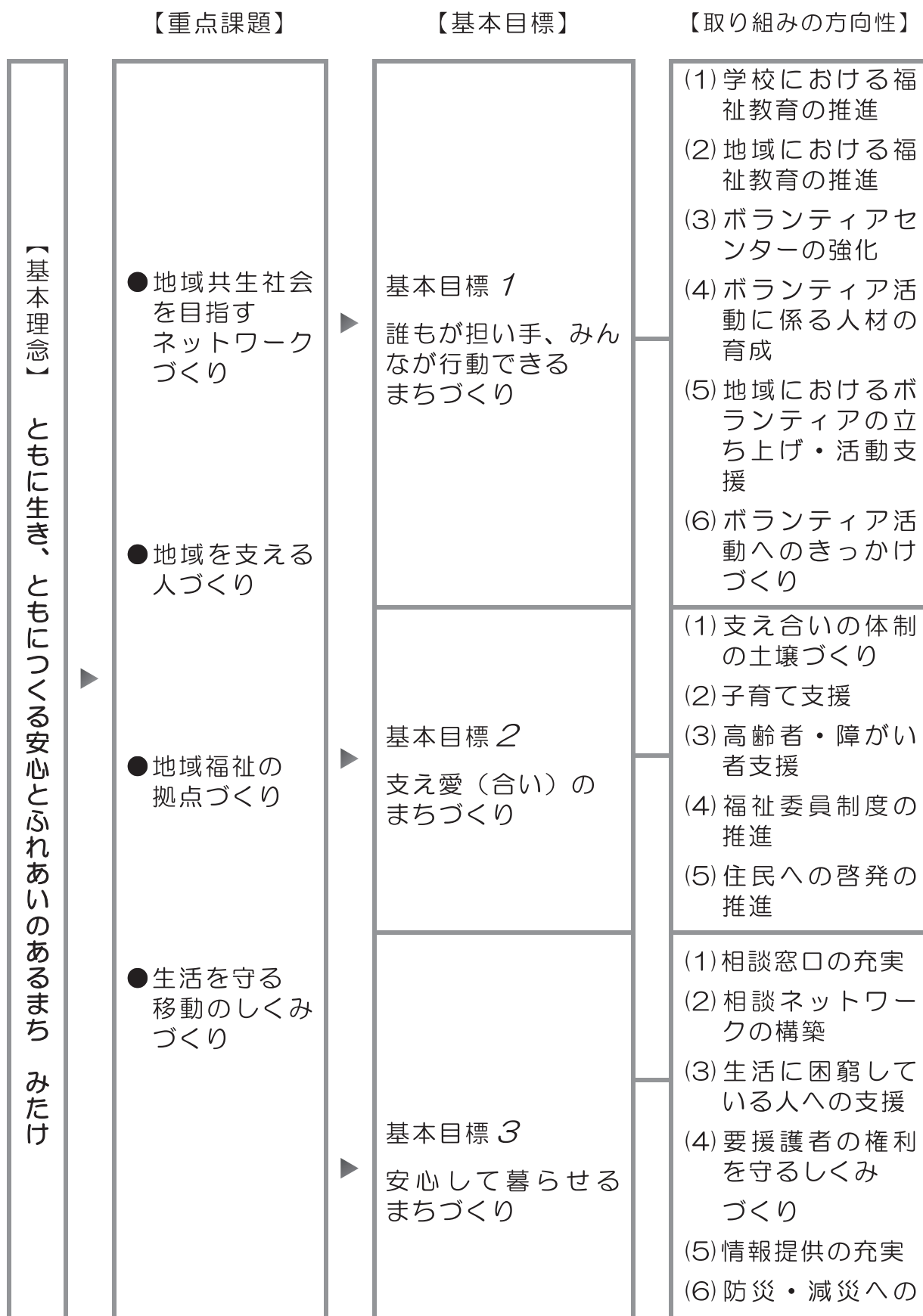
基本目標 3 安心して暮らせるまちづくり

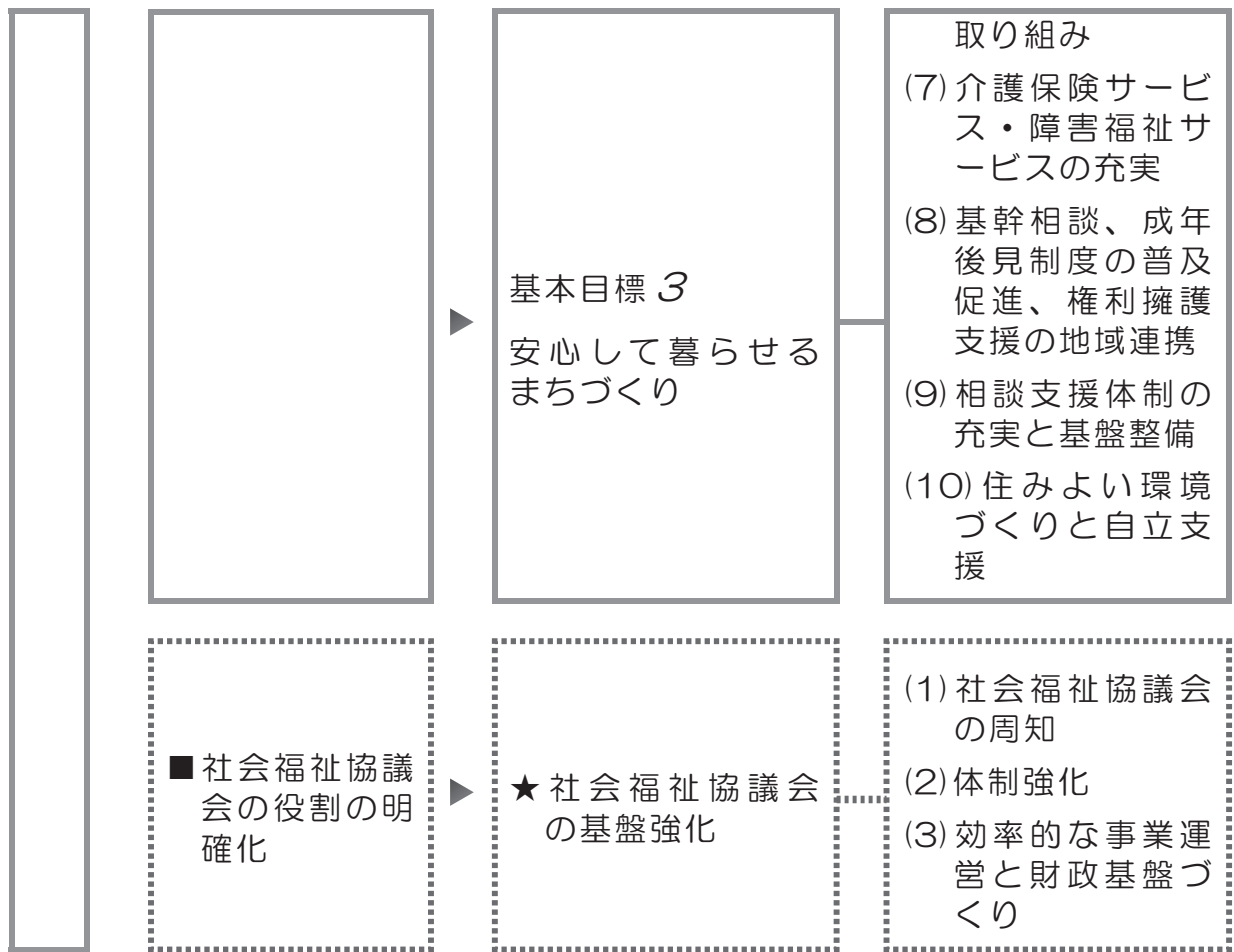
複雑化・複合化した課題に対応していくため職員はスキルアップに努め、

必要なサービスの質と量の確保に努めると共に、サービスを必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、情報提供、相談体制、法人後見、権利擁護等の充実を図ります。

また、地域福祉推進の中心となる社会福祉協議会の機能強化を図ると共に、住民、行政、福祉事業者、関係団体、企業・事業所等との連携・協働を推進していきます。

3 施策の体系





4 重点的な取り組み

(1) 御嵩町社会福祉協議会が目指す地域福祉の姿

基本理念を具現化し、地域共生社会を実現するために・・・

- ① 地域住民は、地域の福祉課題について「支え手」、「受け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が、自分の事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、つながることで地域住民一人ひとりの暮らしと生きがいや地域を共に創っていきます。
- ② 社協は、住民の主体的な地域福祉に関する取り組みを支援すると共に、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、支援体制の構築に向け組織体制を強化していきます。

(2) 重点的な取り組み

① 地域の支え合い活動の充実

地域住民同士の支え合い機能の強化を目指し、各種活動の支援を行っていきます。また、住民が地域とのつながりを持ちながら、一人ひとりが自分らしく過ごし、社会的孤立の防止や介護予防につながるように、居場所づくりを支援します。

② 地域課題のニーズの把握

地域住民とのコミュニケーションをより一層図ることにより、地域との関わりの中から地域課題やニーズの把握に努め、その解決に向けて共に取り組んでいきます。

③ 複合課題に対応する包括的な相談支援

複雑化・複合化、困難化していく課題に対応して包括的な相談支援が行えるよう、職員のスキルアップや行政をはじめ多機関や地域と連携を図り、相談支援体制づくりの充実を図っていきます。

④ 権利擁護の支援

認知症や知的障害・精神障害等で判断能力が低下した人でも、安心して生活ができるように、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進します。また、金銭等で成年後見制度の利用が困難な人へ受け皿として、法人後見制度の取り組みについても検討していきます。

⑤ 災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた体制の整備

災害ボランティアセンター設置時には、運営スタッフとして地域住民の協力が不可欠です。より多くの人々が運営に協力していただけるよう、災害ボランティアセンター設置・運営訓練やさまざまな講座を実施していきます。また、円滑に災害ボランティアセンターを設置・運営できるように、平常時から災害に備えた体制を整備していきます。

⑥ 社協の住民への周知

社協について地域住民により一層理解していただくために、各事業の説明やPR等を行うことで、住民にとって身近で、必要とされる組織となるように取り組んでいきます。

VI 活動計画

1 誰もが担い手、みんなが行動できるまちづくり

(1) 学校における福祉教育の推進

<現状と課題>

未来を担う子どもたちの福祉への関心を高めるため、福祉教育・学習の機会を提供し、体験や交流活動を通して福祉の心を育てることを目的に、福祉協力校の指定や活動支援等を実施しています。

その取り組みの一つである助成金の活用については、今後より有効的な活用がなされるよう取り組んでいく必要があります。

また、学校での福祉学習指導についても、限られた時間内での指導には限界があり、実践的な福祉の学びにはつながっていないのが現状です。

今後の福祉教育は、子どもたちが自ら考え、実践していける環境を構築していくために学校内だけではなく地域全体で取り組んでいく必要があります。

<社会福祉協議会が取り組むこと>

① 福祉協力校の指定、助成、活動支援

■有益な福祉協力校の活動が展開できるように、教職員向けに助成金を活用した取り組みの具体的な内容や、他の福祉協力校の活動内容を知るための情報交換会等の開催を提案していきます。また、助成金を活用した活動の紹介を「社協だより」やSNS等で紹介していきます。

そして、総合的な学習の時間等において、福祉分野の学習活動が充実するよう学校、地域の団体、障がいのある人等さまざまな人と連携し、子どもたちが福祉の現場を肌で感じられるような福祉教育のメニューづくりを行います。

② 福祉学習指導(福祉教育の推進)

■年に数回、町内の小中高等学校からの要望により、社協職員が講師となって車いすや高齢者疑似体験等を実施しています。しかし、実施内容がマンネリ化しているため、学校側の希望も取り入れながら、より実践的な学習指導内容を検討していきます。

また、夏休みに実施していた夏休み福祉体験学習は、参加人数の減少やコロナ禍による施設訪問の中止等により、開催時期や体験内容の変更等の見直しが必要となりました。今後、多くの児童生徒が参加できるような内容で実施します。

それと併せて、学校での福祉学習指導をサポートしていただけるボランティアを育成し、地域の多世代間の交流につながるよう努めます。

③ ふだんのくらしをしあわせに～ふくし標語募集～

■福祉への理解や啓発を進めるために、小中学生を対象に福祉に関する標語を募集します。

(2) 地域における福祉教育の推進

<現状と課題>

社協では、地域住民を対象として介護の知恵や技術、知識を得ることができるよう、訪問介護職員が講師となり「介護出前講座」を実施してきました。さらに、必要に応じて、支部社協の会議等で福祉に関する説明をしてきました。

しかし、子どもから高齢者まで、幅広い世代に「社会福祉」や「ボランティア活動」等の情報を提供することが今まで不十分でした。

このことから、社協が積極的に地域に出向き、専門性を生かし、福祉に関する知識や技術等を伝えることで、住民主体の地域福祉活動につなげていくことが必要であると考えます。

<社会福祉協議会が取り組むこと>

④ 出前社協講座の実施

■社協職員が講師となり住民からの要望に応じて、社協や福祉に関するテーマの講座を実施することで、福祉に関する知識や理解を得ていただき、社協と地域とのつながりを構築していきます。

(実施計画)

具体的な取り組み		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
学校における福祉教育の推進	福祉協力校の指定、助成、活動支援	継続	→		見直し・検討	→		
	福祉学習指導(福祉教育の推進)	継続	→			→		
	ふだんのくらしをしあわせに～ふくしの標語募集～	継続	→			→		
地域における福祉教育の推進	出前社協講座の実施	継続	→		→			

(3) ボランティアセンターの強化

<現状と課題>

ボランティアセンターに登録している個人及び団体に対して、福祉施設や住民からの派遣依頼にもとづき、活動を紹介しています。

また、ボランティアに関する相談等にも対応しています。

しかし、ボランティア関係者以外の住民のボランティアセンターに対する認知度が低いため、より一層のPRが必要です。また、「地域課題の発掘とボランティアによる支援活動の連携」ができる環境づくりが必要です。

<社会福祉協議会が取り組むこと>

⑤ ボランティアセンター機能の充実と強化

■ボランティアの派遣依頼をボランティアセンターに登録している個人及び団体へ紹介し、活動を行ってもらう等継続的な活動につなげます。また、ボランティア活動が円滑にできるように、相談や助言等寄り添った支援を行い、活動の活性化を図ります。

■地域へ出向きPRをすると共に課題の掘り起こしをし、その課題に対してボランティア活動が展開できるよう支援します。

⑥ ボランティア活動保険の対応

■安心して活動に取り組めるようボランティア活動保険の加入を勧め、事故発生時の手続きにも対応します。

(4) ボランティア活動に係る人材の育成

<現状と課題>

ボランティアセンターには多くの個人及び団体の登録がされており、地域福祉を支える重要な役割を担っています。ボランティア活動の継続のためには、団体内でのリーダー役に対する研修や新たな活動者を増やすためのボランティア講座等の開催が必要です。

<社会福祉協議会が取り組むこと>

⑦ ボランティア講座の開催

■ボランティア活動中及びボランティアに興味がある人に対して、活動の活性化促進や新たなボランティア活動に結びつくような内容で開催します。

(5) 地域におけるボランティアの立ち上げ・活動支援

<現状と課題>

ボランティア団体の立ち上げ時には、助成金制度の活用や他団体と

のつながりを深めるために、ボランティア連絡協議会への加入を勧め等活動に対する相談や支援をしています。また、生活支援の担い手となる「ちょこっと支え合いサポーター」の支援を行っています。

ボランティア連絡協議会は、登録されたボランティア団体が持つ特色とお互いの活動を尊重しながら、会員相互の連携を図り、交流を深め、自主的な活動を通じて、地域福祉の向上に寄与することを目的としていますが、その活動が充分ではありません。そのため、会を活性化するための検討が必要です。

また、「ちょこっと支え合いサポーター」については、住民への周知とサポーターのスキルアップや増員が必要です。

<社会福祉協議会が取り組むこと>

⑧ ボランティアに対しての活動支援

■ ボランティア活動保険料の一部助成や、地域福祉の推進を図ることを目的としたボランティア活動を行う団体への活動費の助成をしています。また、新たに団体を立ち上げる際には、情報提供や相談等の支援をします。

⑨ ボランティア連絡協議会の機能の活性化

■ ボランティア連絡協議会に加入している団体に対しては、継続的に活発な活動が行えるよう助成金の交付や相談等に依拠していきます。ボランティア連絡協議会の機能を活性化するために、団体同士の繋がりを深める等をしながら、ボランティア連絡協議会としての活動が出来るよう検討し、実施していきます。

⑩ 「ちょこっと支え合いサポーター」の充実と強化

■ 高齢者や障がいのある人の日常のちょっとした困り事に対して支援を行う「ちょこっと支え合いサポーター」の活動が充実したものとなるよう定例会を開催し、サポーターとの情報共有を図ります。また、さらにサポーターのスキルアップや増員を図ると共に、活動依頼が増えるように住民及び福祉関係者に対して周知をしていきます。

(6) ボランティア活動へのきっかけづくり

<現状と課題>

アンケート結果より、幅広い世代の人から「ボランティア活動をやってみたいけれど、どうしたら良いのか分からない」「どこに問い合わせたら良いのか分からない」という意見がありました。

ボランティア活動への参加意欲は高く、こうした意識を実際の活動に結びつける必要があります。このため、ボランティアに関する情報を積極的に提供し、ボランティア活動へのきっかけづくりを行っていく必要があります。また、現在登録中のボランティアのモチベーションを高めるための交流会等を開催する必要があります。

<社会福祉協議会が取り組むこと>

⑪ 高齢者ボランティアポイント制度事業

(げんきボランティア65)の実施

■御嵩町からの委託を受け、介護予防を目的としボランティアを行った高齢者（事前登録必要）に対して、活動時間に応じたポイントを付与することで、高齢者の健康保持増進や生きがいづくりを支援しています。

⑫ ボランティア交流会の開催

■ボランティアセンターに登録中のボランティアが集まり、普段の活動の紹介や活動での困り事等を話し合うことで、住民同士の助け合いや関わり合いの重要性を再確認してもらうために、ボランティア交流会を開催します。また、ボランティア活動への意欲を高めていくためのサポートを継続的に行います。

⑬ ゴミ出しボランティア登録制度事業の実施

■高齢者等は、ゴミ袋が重くて可燃ゴミを収集場所まで持っていく事が困難です。そんな時、近所の人にゴミ出し支援をしていただくことは、とても有効だと考えます。困っている人と支援する人をマッチングし、支え合いや近所の交流につなげます。

⑭ 「地域デビュー講座」の開催

■シニア世代が、培ってきた経験や技術を地域活動に生かすことで社会参加と介護予防につなげることを目的とした「地域デビュー講座」を開催します。地域のニーズと照らし合わせながら、特に男性が多く参加できる内容を検討します。

⑮ ボランティア情報の提供

■年4回全戸配付している「社協だより」に掲載しているボランティアセンターだより「ボラ♪通信」やSNSを活用し、ボランティア活動の紹介やボランティア活動に役立つ講座や講演の案内等、ボランティアに関する情報の提供に努めます。

(実施計画)

具体的な取り組み		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
ボランティアセンターの強化	ボランティアセンター機能の充実と強化	継続	→		見直し・検討	→		
	ボランティア活動保険の対応	継続	→			→		
ボランティア活動に係る人材の育成	ボランティア講座の開催	継続	→			→		

具体的な取り組み		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
地域におけるボランティアの立ち上げ・活動支援	ボランティアに対しての活動支援	継続	→			→	→	→
	ボランティア連絡協議会の機能の活性化	継続	→			→	→	→
	「ちょこっと支え合いサポーター」の充実と強化	継続	→			→	→	→
ボランティア活動へのかけこみ	高齢者ボランティアポイント制度事業（げんきボランティア65）の実施	継続	→		見直し検討	→	→	→
	ボランティア交流会の開催	継続	→			→	→	→
	ゴミ出しボランティア登録制度事業の実施	継続	→			→	→	→
	「地域デビュー講座」の開催	継続	→			→	→	→
	ボランティア情報の提供	継続	→			→	→	→

2 支え愛（合い）のまちづくり

(1) 支え合いの体制の土壌づくり

<現状と課題>

社協は、地域福祉を推進する立場であります。さまざまな地域福祉事業を通して、地域住民相互の助け合い、支え合いの土壌づくりに努めています。

支部社協は、上之郷・御嵩・中・伏見の旧町村単位の4地区に設置しており、民生委員・児童委員、福祉委員、社協の役員等で構成され、地域の実情に合わせた地域福祉活動を展開しています。令和元年4月から生活支援体制整備事業を御嵩町より受託し、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けるために、支え合いの地域づくりを進めています。

高齢化や核家族化、公共交通機関の不便さ等が要因として考えられますが、現在、住民主体で移動支援サービスを立ち上げ活動をしている団体があります。今後も住民主体の活動も含めて、多方面から移動支援の在り方についての検討が必要です。

今後も引き続き、支え合い体制の土壌づくりに向けた取り組みを住民だけではなく同じ地域で過ごす一員として、企業とも連携や関わりを持ちながら進めていくことが必要です。

<社会福祉協議会が取り組むこと>

① 支部社協事業の支援

■社協には4つの支部社協があり、それぞれ地域に根ざした福祉活動を展開していますが、コロナ禍のため、ほとんどの活動が中止となっています。コロナ禍にも対応した支部活動の提案や、近隣市町村での支部活動を紹介することで、新たな活動を実施できるように支援していきます。また、支部長会議を定期的に行い、相互の情報共有を図ります。

② 生活支援体制整備事業の実施

■御嵩町から生活支援体制整備事業を受託し、生活支援コーディネ

ーターを配置しています。日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続できるように、多様な主体による生活支援サービスの提供体制の構築や地域における支え合いの体制づくりの推進を目的として、地域資源の開発、ネットワークの構築、支援ニーズと生活支援サービスとのマッチング等に取り組みます。また、ふれあい・いきいきサロンの立ち上げや運営支援を行い、地域の高齢者と住民が交流できる場所を増やしていきます。

③ 企業とのつながりの構築

■今後の福祉のまちづくりを進めるにあたって、地域の一員である企業とのつながりは不可欠であると考えます。災害ボランティア講座や災害ボランティアセンター設置・運営訓練に参加していただいたり、企業の研修会に社協職員が講師として出向いたり、企業が行う地域福祉活動の提案や協働をする等、企業とのつながりの構築を進めていきます。

④ 移動支援の検討

■運転免許証の自主返納や身体的な衰えによって、自動車の運転が出来なくなった人の移動手段の確保が課題となっています。住み慣れた地域で安心して暮らすためにも、公共交通機関の利用だけでなく、移動手段を確保するための移動支援サービスについて、さまざまな視点から検討していきます。

(2) 子育て支援

<現状と課題>

ひとり親家庭を対象にした日帰り旅行や、児童生徒を対象とした「こども映画会」を実施しています。これらの事業は、これまでも多くの人に参加していただいておりますが、対象者が限定されているため、より多くの子育て世代や若い世代が参加できるような事業の検討も必要です。

<社会福祉協議会が取り組むこと>

⑤ 親子のつどいの開催

■町内に在住するひとり親家庭の親子のふれあいや親同士の交流を目的とした日帰り旅行を開催しています。今後もより多くの人に参加していただけるよう、実施内容等を見直しながら実施していきます。

⑥ こども映画会の開催

■映画ならではの迫力を味わってもらうことを目的として開催しています。参加者を中学生以下に変更し、対象年齢に応じた内容で実施していきます。

⑦ 子育て世代等への事業の実施

■子育て世代や若い世代を対象とした新たな事業を検討し、実施していきます。

(実施計画)

具体的な取り組み		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
支え合い体制の土壌づくり	支部社協事業の支援	継続	→			→		
	生活支援体制整備事業の実施	継続	→		見直し・検討	→		
	企業とのつながりの構築	実施	→			→		
	移動支援の検討	実施	→			→		

具体的な取り組み		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
子育て支援	親子のつどいの開催	継続	→		見直し・検討	→		
	こども映画会の開催	継続	→			→		
	子育て世代等への事業の実施	実施	→			→		

(3) 高齢者・障がい者支援

<現状と課題>

地域において高齢者や障がい者が、生きがいや楽しみを持ちながら安心して生活を送ることができるよう、高齢者や障がいのある人を対象とした日帰り旅行を行っています。

また、車いすや電動ベッド、福祉車両の貸出事業も実施しています。

今後も継続して事業を実施できるよう実施方法や内容の検討を行う必要があります。

<社会福祉協議会が取り組むこと>

⑧ 食事サービス事業の実施

80歳以上のひとり暮らし又は高齢者世帯や重度障がい者で、食事の調理支援が必要である人を対象に、7月～9月以外の月1回に安否確認も兼ねて、福祉委員等がボランティア手作りの弁当を届けています。今後も状況に応じて、実施方法等を検討していきます。また、事業の担い手である調理ボランティアの育成等も検討していきます。

⑨ 敬老会事業の実施

■御嵩町からの委託事業で、支部社協が主体となって、満75歳以

上の人を対象に敬老会を開催しています。参加率は減少傾向にあり、今後の実施方法等については、御嵩町と共に検討、協議を行なっていきます。

⑩ 車いす・電動ベッド貸出事業の実施

■在宅で介護を受けている要介護1以下の人を対象に、車いすと電動ベッドの貸し出しを実施しています。今後、貸出対象者の見直しや安全を担保するための福祉機器の現状確認と、必要に応じた機器の入れ替え等を実施していきます。

⑪ 車いす短期貸出事業の実施

■冠婚葬祭や通院等で一時的に車いすを必要とする人に、3日以内の貸し出しをしています。

⑫ 福祉機器リサイクル事業の実施

■家庭で不要になった福祉機器を譲りたい人と、必要な人との橋渡しを行います。

⑬ 福祉車両貸出事業の実施

■車いす利用者の外出や移動の支援として、福祉車両を貸し出ししています。住民や福祉関係者に周知すると共に、今後の社会情勢を鑑みながら、利用対象者や利用方法について検討をしていきます。また、車両の購入から年数が経過していますので、共同募金配分金や民間の助成金を活用し、買い替えを検討します。

⑭ 春のつどいの開催

■ひとり暮らし高齢者の社会参加や閉じこもりの防止を目的として、御嵩町赤十字奉仕団の協力を得て「春のつどい」を開催しています。今後の実施については、コロナ禍の状況をみながら検討していきます。

⑮ 希らりウォークの開催

■障がいのある人とその介添人のリフレッシュや外出支援を目的とした日帰り旅行「希らりウォーク」を開催しています。今後もより多くの人に参加していただけるよう、内容等について見直し

をしていきます。

⑩ 介護者のつどいの実施

■在宅で介護している人のリフレッシュと情報交換を目的として、「介護者のつどい」を実施しています。御嵩町主催の「ひだまりカフェ」との差別化を図り、多くの人に参加できるような内容を検討していきます。

⑪ まごころ弁当配食の実施

■東濃実業高等学校家庭クラブの生徒が、五目ごはんを調理し、食事サービス事業利用者に配食しています。高校生と地域の高齢者等がつながりを持てる貴重な機会ですので、今後も継続して実施できるよう学校と共に検討を行なっていきます。

(実施計画)

具体的な取り組み		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
高齢者・ 障がい者 支援	食事サービス事業の実施	継続	→			→		
	敬老会事業の実施	継続	→			→		
	車いす・電動ベッド貸出事業の実施	継続	→		見 直 し ・ 検 討	→		
	車いす短期貸出事業の実施	継続	→			→		
	福祉機器リサイクル事業の実施	継続	→			→		
	福祉車両貸出事業の実施	継続	→			→		
	継続	→		→				

具体的な取り組み		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
高齢者・ 障がい者 支援	春のつどいの開催	継続	→		見 直 し ・ 検 討	→		
	希らりウォークの開催	継続	→			→		
	介護者のつどいの実施	継続	→			→		
	まごころ弁当配食の実施	継続	→			→		

(4) 福祉委員制度の推進

<現状と課題>

地域住民の立場で地域活動を担う人材として、福祉委員制度を推進しています。しかし、現在、食事サービス事業や敬老会事業への協力が主な活動となっています。今後は、本来の福祉委員としての機能や役割が果たせるような働きかけが必要です。

地域が高齢化していることもあり、自治会の委員決めが大変だという現状があります。しかし、自分の住む地域のために助け合い、共生するためにはどうすればよいのか、社協と一緒に考える機会を作ることが必要です。

<社会福祉協議会が取り組むこと>

⑩ 福祉委員制度の推進

■地域住民の立場で地域活動を担う人材として、福祉委員制度を推進しています。民生委員・児童委員との連携を図り、地域での見守りや関係機関への連絡、情報提供等必要な対応・援助を行っています。しかし、現状、食事サービス事業や敬老会事業への協力が主な活動となっており、本来の機能が十分に果たせていません。具体的な活動内容を紹介する活動の手引きを作成して、支部運営委員会で活動について説明をし、福祉委員活動の活発化につなげていきます。

(5) 住民への啓発の推進

<現状と課題>

地域福祉の推進のためには、地域住民自ら地域に関心を持ち、共に助け合う地域づくりが必要です。そのため、社協においては、福祉まつりや各種講演会等を通じて、地域福祉への理解を深める活動を実施しています。

また、今後の地域づくりのためにも、子どもから高齢者まで、すべての住民が交流できる場づくりを検討していきます。

<社会福祉協議会が取り組むこと>

⑱ 福祉まつりの開催

■毎年開催される「御嵩町いきいき健康まつり」と合同で開催し、社協や福祉に関するPRを行います。

⑳ 社会福祉大会の開催

■3年に1回、社会福祉功労者等への表彰及び感謝状の贈呈、記念講演を通じて、福祉のまちづくりの推進を図ります。より多くの人が参加できるように内容や開催時期等を検討していきます。

㉑ 福祉講演会の開催

■3年に1回、地域住民を対象として福祉に関心を持っていただいたり理解を深めていただくことを目的として、福祉講演会を開催しています。多くの人が参加できるように、またさまざまな分野の講演が聴けるように、内容や開催時期等を検討していきます。

㉒ 地域のふれあいの場づくり

■多くの地域住民が交流できるような場を作り、お互いの顔が見える関係性を構築し、地域内のネットワークの形成を目指します。また、社協職員全員が協力して事業を実施していきます。

(実施計画)

具体的な取り組み		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
福祉委員 制度の推 進	福祉委員制度の推進	継続	→			→	→	→
住民への 啓発の推 進	福祉まつりの開催	継続	→		見 直 し ・ 検 討	→	→	→
	社会福祉大会の開催 (3年に1回)	継続	→			→	→	→
	福祉講演会の開催 (3年に1回)	継続	→			→	→	→
	地域のふれあいの場づ くり	実施	→			→	→	→

3 安心して暮らせるまちづくり

(1) 相談窓口の充実

<現状と課題>

現在、事務局、ボランティアセンター、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所の運営と、御嵩町から基幹相談支援センターを受託し、常時相談を受け付けています。

また、相談できるきっかけ作りとして、介護でんわ相談、ボランティア相談を月1回設けています。相談内容によっては、行政や多機関と連携をしながら、相談にあたっています。

課題として、相談窓口の周知、多様化・専門化・複雑化する相談内容に対応するためのスキルアップ、体制整備の構築、多機関協働の体制構築を図っていく必要があります。

<社会福祉協議会が取り組むこと>

① 相談窓口の充実・強化

- 身近な相談機関として機能できるように、研修等を通じて職員の資質の向上に努めます。より専門性が求められる内容については、各種専門機関と連携を図りながら必要な支援を実施します。

(2) 相談ネットワークの構築

<現状と課題>

地域福祉事業を推進するために、地域の民生委員・児童委員との連携や協力は不可欠です。また、住民にとって地域の身近な相談役としても必要な存在です。現在、すべての民生委員・児童委員が支部社協の構成員として、その活動に参加していただいています。一部の民生委員・児童委員は、支部からの推薦により社協の役員となり、事業運営に関わっています。地域の困り事や支援が必要な人を把握し、適切な支援につなげていくためには、今後さらなる連携が必要です。

今までの分野ごとによる縦割りの相談ではなく、住民ニーズに対応で

きるよう情報提供の充実、関係機関との連携強化、人材育成等を推進し総合的な生活支援体制の整備・強化のための相談ネットワークが必要です。

＜社会福祉協議会が取り組むこと＞

② 民生委員・児童委員との連携強化

■民生委員・児童委員は、地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進に努めています。今後も、今まで以上に連携を深め、地域福祉の推進を図ります。

③ 相談ネットワークの充実

■高齢者、障がい者、子育て家庭等福祉サービスを必要とする人が適切なサービスを利用できるように、各相談機関との連携を図ります。

■介護保険等公的なサービス以外のインフォーマルサービスについての理解を深め、高齢者・障がい者等が地域で生活できるように支援をしていきます。

インフォーマルサービス：「ボランティアによる見守り」「住民が運営するふれあい・いきいきサロン」等、公的ではなく私的に行われている活動のこと

(3) 生活に困窮している人への支援

＜現状と課題＞

生活福祉資金の貸付に関しては、民生委員・児童委員の協力を得てきめ細かい支援を実施しています。

また、今後もより柔軟に地域の福祉ニーズに対応できるよう、民生委員・児童委員や関係機関との連携を推進していくと共に、地域住民への制度の周知も必要です。

<社会福祉協議会が取り組むこと>

④ 生活福祉資金貸付事業の実施

■生活福祉資金の貸付により借受人が自立した生活を送るために、民生委員・児童委員や多機関とも連携しながら支援をしていきます。

⑤ 生活困窮者自立相談支援制度との連携

■岐阜県生活相談支援センターと連携し、必要に応じて相談支援を行います。また「社協だより」等を通して、地域住民に制度の理解を促進していきます。

(4) 要援護者の権利を守るしくみづくり

<現状と課題>

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者の中には財産の管理や日常生活で生じる契約等判断が求められる行為をする時、不利益を被る人がいます。こうした人たちの権利を守るために、成年後見制度や日常生活自立支援事業があります。

平成28年に成年後見制度の利用促進に関する法律が施行され、利用促進に向けた体制が求められていますが、地域に受け皿が不足しているため、法人後見センター設置等の体制整備が必要です。

成年後見制度について、高齢化の進行や家族形態の変化により、今後利用者の増加が予想されますが、親族や資産等の状況から他に適切な成年後見人等が得られない人に対して、適切な制度の利用ができるように支援の在り方の検討が必要です。

日常生活自立支援事業も含めて、地域住民の権利擁護をより充実していく必要があります。

<社会福祉協議会が取り組むこと>

⑥ 法人後見、権利擁護への取り組み

■成年後見制度等の理解を深め、判断能力が不十分な高齢者、障が

い者が住みなれた地域で生活できるよう援助を行います。

- 法人後見センター設立に向けて、勉強会や職員の資質向上等に取り組みます。

⑦ 日常生活自立支援事業の実施

- 判断能力が十分でない高齢者や障がいのある人が、地域で自立した生活を送れるように、日常生活自立支援事業による福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行います。また、住民・福祉関係者への制度の周知、多機関との連携、複雑化するケースへ対応できるよう職員の資質向上、訪問を担当する生活支援員の確保、利用料補助等による利用しやすい仕組みづくりに取り組みます。

(5) 情報提供の充実

<現状と課題>

社協の活動の周知や福祉に関する理解促進のため、年4回「社協だより」を発行しています。しかし、現状「社協だより」を読んでいる住民は多くありません。

今後は、より分かりやすい誌面づくりやSNSを活用したタイムリーな情報発信を行い、社協の認知度を高める取り組みが必要です。

<社会福祉協議会が取り組むこと>

⑧ 社協だよりの発行

- 年4回「社協だより」を全戸配付していますが、読んでいる住民は多くありません。社協の重要な情報発信元の一つであることから、社協活動の周知と理解を促進するため、地域住民へ今まで以上により分かりやすく、親しみのある内容で構成をしていきます。そして、社協内の訪問介護事業所や居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所等の記事も掲載していきます。また、現在「社協だより」は全戸配付以外に公民館にも置いてありますが、今後はより多くの住民が手に取りやすいような場所に置くこと

も検討していきます。

◎ SNSの活用

- 「社協だより」に馴染みのない世代にも情報が行き届くように、ホームページ、Facebook、Instagramを活用して、情報発信を行います。

(実施計画)

具体的な取り組み		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
相談窓口の充実	相談窓口の充実・強化	継続	→			→		
相談ネットワークの構築	民生委員・児童委員との連携強化	継続	→		見直し・検討	→		
	相談ネットワークの充実	継続	→			→		
生活に困窮している人への支援	生活福祉資金貸付事業の実施	継続	→			→		
	生活困窮者自立相談支援制度との連携	継続	→			→		
要援護者の権利を守るしくみづくり	法人後見、権利擁護への取り組み	実施	→			→		
	日常生活自立支援事業の実施	継続	→			→		
情報提供の充実	社協だよりの発行	継続	→		→			
	SNSの活用	継続	→		→			

(6) 防災・減災への取り組み

<現状と課題>

災害発生時において、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者には迅速な対応が難しく、生命や身体の危険に直結するため、災害発生時の支援体制が重視されます。

要支援者を意識した防災施策の推進や高齢者・障がい者等の地域での自主防災活動に参加できる仕組みづくり等が必要です。

災害に備えて、災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施や、運営に携わるスタッフの養成講座を開催しています。

今後も引き続き訓練を実施すると共に、マニュアルの見直しやスタッフの養成をする必要があります。また、自治会や企業等他団体とのつながりを持ち、有事に協力し合える関係づくりが求められています。

<社会福祉協議会が取り組むこと>

⑩ 要支援者への支援、高齢者・障がい者(児)の台帳整備への協力

■ひとり暮らし高齢者や障がいのある人が、災害時に支援を受けられるよう、民生委員・児童委員、自治会と連携ができるように支援します。

■御嵩町災害時避難行動要支援者（高齢者世帯・重度障がい者）台帳の整備を御嵩町と協力をして実施します。

⑪ 災害ボランティア講座及び災害ボランティアセンター運営スタッフ養成講座の実施

■災害時に備えた講座を実施し、多くの住民に災害や災害ボランティアについての理解を深めてもらいます。

■災害ボランティアセンターの役割や機能を知ってもらい、運営を担うスタッフの養成をします。

⑫ 災害ボランティアセンターの運営

■定期的に災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施し、実際の災害ボランティアセンター設置時には、岐阜県社会福祉協議会、NPO等と連携を取りながら、地域住民と共に運営します。

(実施計画)

具体的な取り組み		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
防災・減災への取り組み	要支援者への支援、高齢者・障がい者(児)の台帳整備への協力	継続	→				→		
	災害ボランティア講座及び災害ボランティアセンター運営スタッフ養成講座の実施	継続	→			見直し・検討	→		
	災害ボランティアセンターの運営	継続	→				→		

(7) 介護保険サービス・障害福祉サービスの充実

<現状と課題>

支援を必要とする高齢者・障がい者とその家族の身近な相談窓口として、地域包括支援センターや障害福祉サービス・医療と連携しながら、必要な支援を行っています。

今後、相談窓口の周知と共に、多様化・専門化・複雑化する相談内容に対応するための相談体制、及び関係機関との相互連携、協力体制の充実を図っていく必要があります。

アンケートの結果では、現在の住まいに「ずっと住み続けたい」「当分は住み続けたい」と回答した人が約9割となっています。高齢者・障がい者の暮らしは公的なサービスのみで支えられるものではなく、地域に住む人たちの協力が欠かせません。高齢者・障がい者の暮らしを地域全体で支えていけるよう、家族や近隣、ボランティア、集いの場等、今ある資源の継続と共に、新たに自治体や多職種と連携しながら、どのような支援ができるのか、インフォーマルな資源を開発・活用していく必要があります。

高齢者や障害のある人が災害や急病の場合、自身の情報を伝えること

ができない人が多くいます。安心安全を確保するため、かかりつけ医や持病等の医療情報、緊急連絡先等の情報を明確にする仕組みが必要です。

＜社会福祉協議会が取り組むこと＞

⑬ 相談窓口の充実・強化

■地域包括支援センターと連携し、困難事例にも対応していきます。また、必要に応じ各専門機関や医療への橋渡しを行います。

⑭ インフォーマルサービスの整備と活用

■介護保険サービス以外のインフォーマルなサービスの理解を深め、積極的に活用し在宅介護を支援していきます。

⑮ 地域包括支援センターとの連携

■地域の高齢者世帯の生活状況を地域包括支援センターと共有及び連携することで、問題の早期発見につなげていきます。

⑯ 利用者の困り事を広い範囲で捉え、多機関協働で解決するシステムの構築

■ケアマネジャー他、関係機関と連携することで、利用者の問題を広い範囲でとらえ、社協として必要に応じた支援を提供できるように努めます。

⑰ 緊急時の体制づくり

■突然の災害や急病の場合、駆け付けた救護者や救急隊員に必要な情報を伝えることができる仕組みづくりを行います。

(実施計画)

具体的な取り組み		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
介護保険 サービス・障害 福祉サー ビスの充 実	相談窓口の充実・強化	継続	→			→		
	インフォーマルサービスの整備と活用	継続	→		見 直 し ・ 検 討	→		
	地域包括支援センターとの連携	継続	→			→		
	利用者の困り事を広い範囲で捉え、多機関協働で解決するシステムの構築	継続	→			→		
	緊急時の体制づくり	継続	→			→		

(8) 基幹相談、成年後見制度の普及促進、権利擁護支援の地域連携

<現状と課題>

指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業、基幹相談支援センターを開設し、福祉に関する悩み事や日常生活での心配事等さまざまな相談に対応しています。

御嵩町の障害者相談支援専門員育成のための事例検討を行い、個々のスキルアップを行ってきましたが、複合的な問題や障がいのある人の親亡き後、問題に取り組む必要があります。

課題として、相談窓口の周知、多様化・専門化・複雑化する相談内容に対応するためのスキルアップ、体制整備の構築、多機関協働の体制構築を図っていく必要があります。

また、判断能力が十分でない人が必要な支援を受けられるよう、成年後見制度の普及促進や権利擁護支援の地域連携の充実が必要です。

＜社会福祉協議会が取り組むこと＞

⑩ 基幹としての中核的な機能を持つ

- 御嵩町障がい者地域自立支援協議会の運営を御嵩町と共に行います。
- 御嵩町内の相談支援専門員の人材育成を事例検討や事業所訪問を通じて行います。
- 地域生活支援拠点整備(障がいのある人の緊急時の短期入所受け入れ先や訪問介護サービスの利用)に係る利用者台帳作りを御嵩町と共に行います。

⑩ 権利擁護支援の地域連携

- 可茂圏域権利擁護支援推進協議会に参加し、住民の権利擁護支援推進を行います。
- 権利擁護啓発活動を地域住民と共に行います。
- 認知症や障害により判断能力が不十分な人のために、成年後見制度の普及や利用促進を行います。

(9) 相談支援体制の充実と基盤整備

＜現状と課題＞

各種福祉サービスの多様性や家族形態の多様化と共に、社会問題化している新たな課題への対応等相談窓口の役割は、これまで以上に重要になっており、個々の状況に応じた相談体制の充実が求められています。

相談窓口の周知と共に多様化・専門化・複雑化する相談内容に対応するため相談体制、及び関係機関との相互連携、協力体制の充実を図っていく必要があります。

＜社会福祉協議会が取り組むこと＞

⑳ 重層的支援体制整備事業に対するアウトリーチ活動

- 地域住民の集まりや福祉サービス事業所に出向き、声を拾い、共に地域の課題を抽出し、分野（障害・高齢・児童・生活困窮等）

を超えた相談支援体制の構築を目指します。

⑳ 早期支援、包括的に受け止める支援、支援の入口づくり

■本人や世帯の問題等包括的に受け止め早期支援を行い、支援の入口づくりをし、地域住民と共に支え合えるような支援を行います。

アウトリーチ：積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること

(10) 住みよい環境づくりと自立支援

＜現状と課題＞

障がいのある人や、社会的孤立で苦しんでいる人が、その人らしく住み慣れた地域で生活していく中で、社会と関わり、継続的に発達・向上できる交流の場や居場所が不足しており、その人が持つエンパワメントが引き出せるような支援が必要となります。

＜社会福祉協議会が取り組むこと＞

㉑ 本人のエンパワメントが引き出せる支援

■障がい者サロンの設立を検討し、居場所づくり（社会的孤立者支援）を行い、その人らしく生きる中で社会と関わり、継続的に発達・向上できるようなスポーツや文化交流を地域住民と共に行います。

エンパワメント：短所やできない所に目を向けるのではなく、その人が持っている長所、強さを評価すること

(実施計画)

具体的な取り組み		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
基幹相談、 成年後見 制度の普 及促進、権 利擁護支 援の地域 連携	基幹としての中核的な 機能を持つ	継続	→		見 直 し ・ 検 討	→		
	権利擁護支援の地域連 携	継続	→			→		
相談支援 体制の充 実と基盤 整備	重層的支援体制整備事 業に対するアウトリー チ活動	継続	→			→		
	早期支援、包括的に受け 止める支援、支援の入口 づくり	継続	→			→		
住みよい 環境づく りと自立 支援	本人のエンパワメント が引き出せる支援	継続	→		→			

4 社会福祉協議会の基盤強化

社会福祉協議会は、社会福祉法の中で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として明確に規定されており、地域福祉の中心的な推進役として期待されています。

これからの社会福祉協議会は、その果たすべき役割として、質の高い福祉サービスの提供と、住民の立場に立った地域福祉の推進を明確に位置づけ、組織体制の基盤強化を図る必要があります。また、経営的な観点で事業の効率的な運営を図ると共に、主体的な活動を展開するための自主財源の確保に向けたさまざまな取り組みを検討する必要があります。

(1) 社会福祉協議会の周知

<現状と課題>

一人でも多くの人に社協を知ってもらうため、広報誌「社協だより」、ホームページ、Facebook、Instagramを通じて定期的に活動内容等を報告しています。また、社協事業を紹介するパンフレット「こんにちは！御嵩町社会福祉協議会です」を作成し、来館者や寄付者、訪問介護利用者、イベント来場者、御嵩町内の企業等へ配布しております。

社協の会費や寄付金がどのようなことに使われているのか、社協が実施している地域福祉事業や高齢者・障がい者へのサービスにはどんなことがあるのか等、多くの住民に理解していただけるよう、職員全員でさまざまな情報の発信に努めています。

① PR活動

■住民アンケートの結果から、社協の認知度は高くないことが明らかになりました。特に、若い世代になるほどその傾向が顕著になります。SNSやYouTubeの活用だけでなく、コミュニティーラジオ「FMらら」やケーブルテレビ可児の放送等のさまざまな媒体、社協に親しみをってもらうためのマスコットキャラクターの募集、社協事業を紹介するパンフレット「こんにちは！御嵩

町社会福祉協議会です」の内容を随時見直し、社協事業等の参加者に配布をすることで周知を図っていきます。

(2) 体制強化

<現状と課題>

令和3年10月現在、理事11名、監事2名の役員と、評議員22名がおり、そのほとんどが支部社協からの推薦者であり、いわば各地域の代表者といえます。充て職ではないため、継続的な関わりが期待できる一方、新たな役員の確保に課題が生じています。

また、現在は安定的に事業の運営ができていますが、今後の制度改正や社会情勢の変化、職員の構成等を鑑みながら、長期的な視点を持った安定かつ継続的な事業の運営が必要です。

② 役員及び評議員の体制強化

■役員や評議員に対し、研修や勉強会を開催し、社協や地域福祉活動により主体的に参画していただくように努めます。

③ 各部署の体制強化

■継続的な事業運営が可能な事業財源の確保と組織体制の強化に努めます。

(3) 効率的な事業運営と財政基盤づくり

<現状と課題>

社協の地域福祉事業を推進するための貴重な財源として、「会費」及び「共同募金」があります。自治会を通じて協力をお願いしていますが、自治会加入率の減少に伴い、金額も減少しています。

また、「社協の事業内容がよく分からない」という声も多くあり、会費及び共同募金への協力が結びつかない側面があるといえます。

会費や共同募金の目的や用途を明確化すると共に、社協を周知するこ

とや、多くの方がさまざまな方法で協力できるような環境づくりが必要です。

また、福祉専門職としてのスキルアップを図り、質の高い福祉サービスの展開や、福祉専門職の確保に努め、人、モノ、情報といった資源を活用した地域福祉のまちづくりに貢献することができるよう効率的・効果的な事業運営が課題です。

④ 会費の募集

■年々会費の金額や加入率が減少していく中で、協力依頼方法を検討し、自治会未加入者でも会費納入できる機会を増やせる方法を検討します。また、住民の協力と理解を得るために「社協だより」やSNS等を活用し、会費の用途や目的を分かりやすく伝えることで、社協への理解を深めてもらえるように努めます。

⑤ 共同募金の募集（共同募金会御嵩町分会）

■会費と同様に年々募金額が減少していますが、共同募金の意義や用途等を住民へ分かりやすく伝えることで、協力と理解を求めていきます。また、コロナ禍により公民館まつり等のイベントが中止になり、街頭募金の実施が困難であったため、今後、新たな方法での募金を増やす取り組みを検討していきます。

⑥ 効率的な事業運営

■事業展開にあたっては、専門職としてのスキルアップを図ると共に、資格取得及び専門職の確保により事業の向上を図ると共に、専門性を生かした事業を受託することにより行政等と連携し、効率的・効果的な事業運営に努めます。

また、中長期的な視点で人材の確保・配置を行うと共に、経営の健全化を目指します。

⑦ 補助金等の活用

■国や県からの補助金や民間団体の助成金を積極的に活用していきます。

⑧ 経営的な観点での運営

■介護保険事業、障害福祉サービス事業、特定相談支援事業等については、収支のバランス等、経営的な観点での運営に努めます。

(実施計画)

具体的な取り組み		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
社会福祉協議会の周知	PR活動	継続	→			→		
体制強化	役員及び評議員の体制強化	継続	→			→		
	各部署の体制強化	継続	→			→		
効率的な事業運営と財政基盤づくり	会費の募集	継続	→		見直し・検討	→		
	共同募金の募集 (共同募金会御嵩町分会)	継続	→			→		
	効率的な事業運営	継続	→			→		
	補助金等の活用	継続	→			→		
	経営的な観点での運営	継続	→			→		

VII 計画の推進

1 計画の進行管理

本計画の着実な推進と実効性を確保するため、御嵩町地域福祉活動計画推進委員会を設置し、計画の進捗状況の把握・評価、施策の推進方法、新たな課題の検討等を行います。

また、住民が地域の福祉課題を話し合い、それを共有し、協働して解決していくことができるよう、地域に暮らす全ての住民が交流できる場の創設や地域内のネットワークづくりを、社協全ての部署が一丸となって取り組んでいくことにより、地域福祉活動を具体化、活性化していきます。

2 計画の周知

本計画は、地域住民、行政、福祉関係、教育関係、ボランティア関係、企業・事業所等と幅広く協働して、地域福祉を推進するものです。より多くの人の理解と参画を促進するため、計画の趣旨や内容の周知を図ります。

また「社協だより」やSNS等を通して、地域福祉活動等の情報提供に努め、支え合い意識の高揚を図ると共に、地域福祉活動への動機づけの一つとしていきます。

＜資料Ⅰ＞計画の策定経緯

年 月 日	内 容
令和2年9月～12月	「第1次御嵩町地域福祉活動計画」の進捗状況及び課題のまとめ
令和3年1月～2月	「第2次地域福祉活動計画策定」に係るアンケート調査内容の検討
令和3年3月1日 ～3月26日	「第2次地域福祉活動計画」策定に係るアンケート調査実施
令和3年5月17日	第1回「第2次御嵩町地域福祉活動計画」策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・計画の概要 ・「第1次御嵩町地域福祉活動計画」の評価について ・「第2次御嵩町地域福祉活動計画」策定に係るアンケート調査内容について
令和3年8月12日	第2回「第2次御嵩町地域福祉活動計画」策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・「第2次御嵩町地域福祉活動計画」策定に係るアンケート調査結果について ・各部門別実施施策(案)について
令和3年11月11日	第3回「第2次御嵩町地域福祉活動計画」策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・計画案の検討
令和3年11月12日 ～12月2日	パブリックコメントの実施
令和3年12月7日	理事会 <ul style="list-style-type: none"> ・第2次御嵩町地域福祉活動計画(案)の承認
令和3年12月14日	評議員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第2次御嵩町地域福祉活動計画の報告

＜資料Ⅱ＞策定委員名簿

◎=委員長 ○=副委員長 (敬称略)

氏 名	所 属
安藤 昭彦	御嵩町自治会長連絡協議会役員
○ 須田 俊幸	民生委員児童委員協議会会長
奥村 恒也	可児郡小中学校校長会会長
秋松 孝之	特別養護老人ホーム「さわやかナーシングみたけ」施設長
蔵澄 壽磨子	御嵩町障害者支援多機能事業所「あゆみ館」施設長
平井 智延子	御嵩町児童館館長
渡辺 みつ子	御嵩町ボランティア連絡協議会会長
日比野 浩士	御嵩町民生部福祉課長
大久保 嘉博	御嵩町民生部保険長寿課長
安藤 幸夫	御嵩町社会福祉協議会上之郷支部支部長
安藤 和章	御嵩町社会福祉協議会御嵩支部支部長
橋本 勝彦	御嵩町社会福祉協議会中支部支部長
◎ 山田 将浩	御嵩町社会福祉協議会伏見支部支部長

氏 名	所 属
小栗 正利	御嵩町社会福祉協議会会長
田中 康文	御嵩町社会福祉協議会事務局長
鍵谷 淳司	御嵩町社会福祉協議会生活支援コーディネーター
川上 友美	御嵩町社会福祉協議会福祉活動専門員

第 2 次御嵩町地域福祉活動計画

令和 4 年 3 月

発行 社会福祉法人御嵩町社会福祉協議会

〒505-0116

岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1239-10

TEL 0574-67-6710

FAX 0574-67-8102